



出水市自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない

出水市の実現を目指して～

鹿児島県出水市

はじめに

平成18年に自殺対策基本法が制定されてから、「個人の問題」と認識されがちであった自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、自殺対策が総合的に推進された結果、自殺者数は減少傾向にあります。しかし、毎年2万人を超える方が、自殺により尊い命を亡くされており、深刻な状態が続いています。



こうした中で、平成28年に自殺対策基本法が改正され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、全ての都道府県及び市町村は、自殺対策計画を策定することとされました。

本市では、平成22年度から普及啓発や相談事業などの自殺対策事業に取り組んでまいりました。平成27年度からは、ゲートキーパー養成講座を実施し、地域で支える体制づくりとして人材育成にも力を入れています。

本計画では、自分自身と周囲の人のところに耳を傾け、「気づき」「支援につながる」「見守る」体制を構築し、「こころ豊かにいのち支えるまち」を目指すことを基本理念といたしました。

自殺対策は、市民のいのちを守る大変重要な取組です。今後は、本計画に基づき、子どもから高齢者まで健やかに暮らせる支え合いのまちにしていいため、市民の皆様と共に取組を推進してまいります。

本市では、「こどもの安心」「いのちの安心」「くらしの安心」の3つの安心を柱に様々な施策に取り組んでおり、その全事業の中から生きることの包括的な支援として位置づけた事業を中心に庁内での連携を強化するとともに、様々な分野の団体等とも連携し、総合的に計画を推進してまいります。

本計画の策定に当たり、御尽力いただきました出水市自殺対策計画検討委員会の皆様をはじめ、こころの健康に関するアンケート調査に御協力いただきました市民の皆様や関係者の方々に心から感謝申し上げます。

令和2年3月

出水市長 椎木 伸一

目次

第1章 計画の策定に当たって

- 1 計画策定の趣旨 P 1
- 2 計画の位置づけと期間 P 1
- 3 計画の数値目標 P 2

第2章 出水市における現状と課題

- 1 統計から見る出水市の現状 P 3
- 2 アンケート調査から見る出水市の現状 P 7
- 3 出水市における自殺の特徴 P15

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本理念 P18
- 2 計画の基本方針 P18
- 3 計画の施策体系 P22

第4章 自殺対策における取組

- 1 基本施策 P23
- 2 重点施策 P37

第5章 自殺対策の推進体制

- 1 計画の周知 P45
- 2 推進体制 P45
- 3 進行管理 P45

資料編

- 1 自殺対策関連施策 P47
- 2 自殺対策計画策定経過 P55
- 3 出水市自殺対策計画検討委員会名簿 P56
- 4 出水市いのち支えるプロジェクトチーム名簿 P57

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

全国の自殺者数は、平成10年以降年間3万人を超える深刻な状況が続いていました。この間、平成18年に自殺対策基本法が施行され、平成19年には自殺総合対策大綱が策定されました。「個人の問題」と認識されがちであった自殺は「社会の問題」と認識されるようになり、様々な対策が推進された結果、自殺者数は減少傾向にあります。しかし、依然として2万人を超えています。

平成28年に自殺対策基本法が改正され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、自殺対策の一層の強化を図っています。その中で、全ての都道府県及び市町村に「自殺対策計画」を定めることが義務化されました。

本市では、出水市健康増進計画「健康いずみ21」において「こころの健康づくりの充実」を柱に取組を推進してきました。取組としては「メンタルヘルス講演会」※1などの普及啓発活動、「ゲートキーパー養成講座」※2などの人材育成活動、「こころの喫茶店（こころの相談会）」※3などの相談事業を中心に進めてきました。

しかし、毎年10人以上の方が自殺に追い込まれている状況は続いています。今後、更に自殺対策の推進を図り「誰も自殺に追い込まれることのない出水市」の実現を目指して、「出水市自殺対策計画」を策定します。

2 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、平成28年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

出水市におけるまちづくりの最上位計画である「出水市総合計画」に掲げる将来都市像を保健福祉の視点から実現していく個別計画に位置づけるとともに、「鹿児島県自殺対策計画」、「出水市地域福祉計画」その他関連計画との整合性を図ります。

(2) 計画の期間

本計画の期間を令和2年度から令和6年度までの5年間とします。ただし、計画期間中に社会情勢の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

※1 こころの健康づくりをテーマにした講演会

※2 悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ見守る人を養成する講座

※3 カウンセラーによる個別相談会

3 計画の数値目標

自殺対策基本法に示されている「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、対策を進める上での具体的な数値目標を定めるとともに、取組の成果と合わせて検証を行っていく必要があります。

国は、平成29年に閣議決定した自殺総合対策大綱において、令和8年（2026年）までに人口10万人当たりの自殺者数（以下「自殺死亡率」という。）を平成27年と比べて30パーセント以上減少させることを目標として定めています。

国の方針を踏まえ、本市の目標値としては、自殺死亡率を平成29年の18.9（人数10人）を令和6年までの5年間でおおむね24パーセント減少の14.3（人数7人）以下とします。

指 標	現状値（平成29年）	目標値（令和6年）	目標値（令和8年）
自殺死亡率 （人口10万人対）	18.9	14.3以下	13.0以下

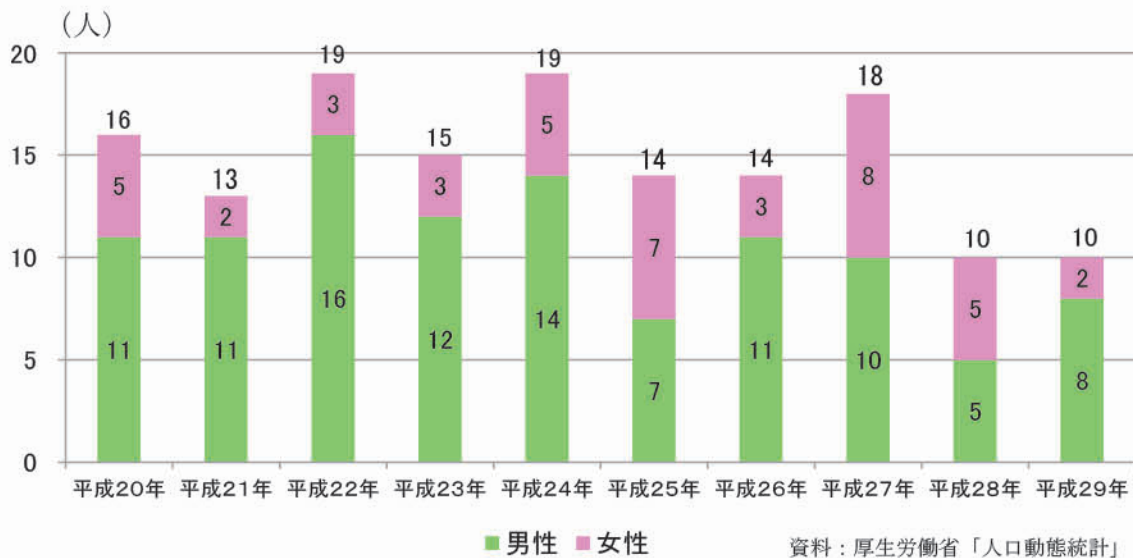
第2章 出水市における現状と課題

1 統計から見る出水市の現状

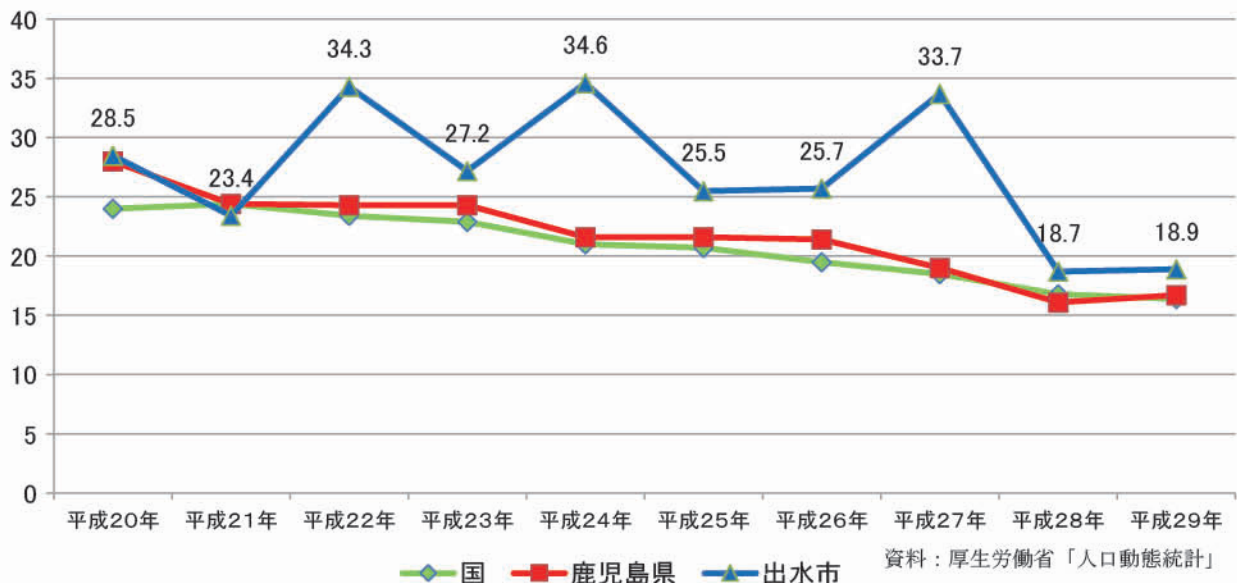
(1) 自殺者の推移

本市の自殺者数の推移を見ると、平成20年から増減を繰り返しながら推移しており、平成28年から減少傾向にあります。10年間の平均では、男性が10.5人、女性が4.3人となっています。男女別では、男性が多い状況です。

また、自殺死亡率を見ると、平成21年に低下しましたが、その後は国や県より高い状況が続き、平成28年と29年は国や県とほぼ同率となっています。

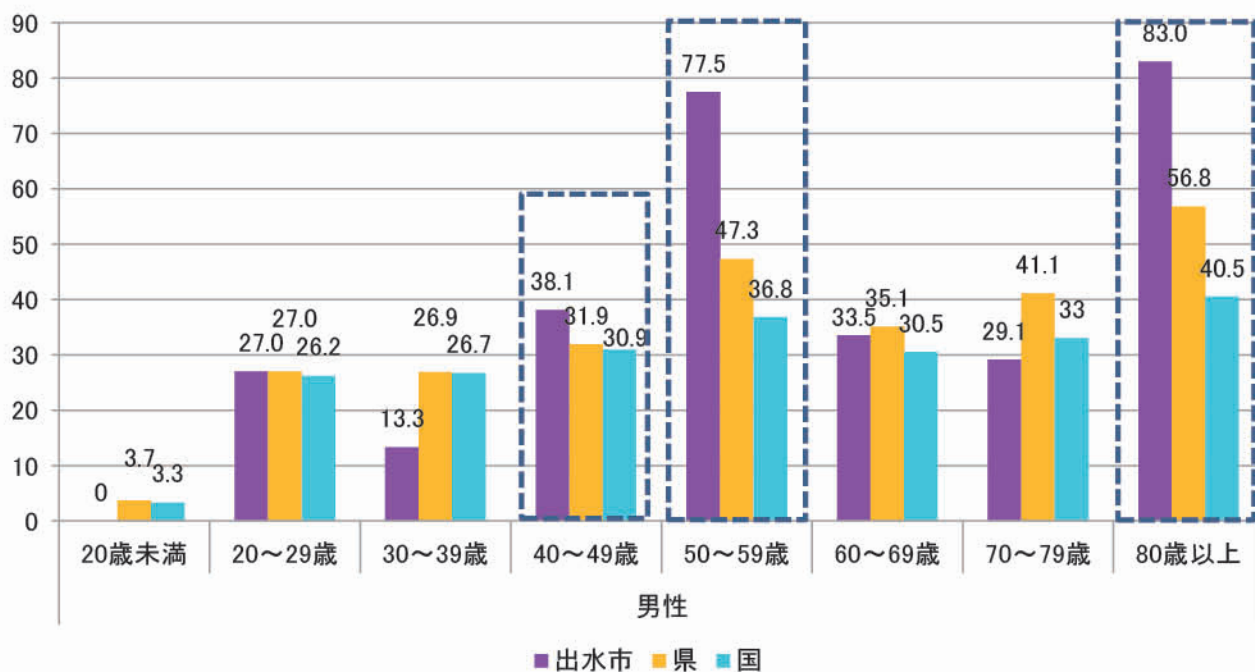


自殺死亡率の推移（人口10万対）

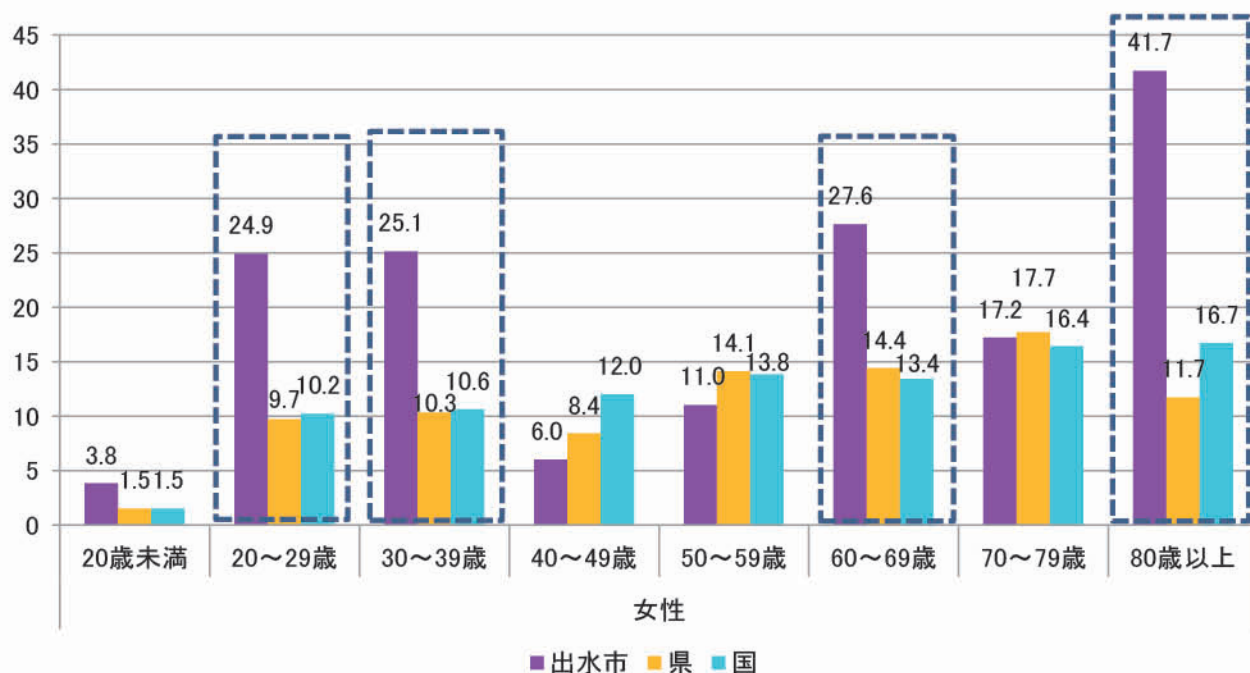


(2) 男女年代別自殺死亡率（平成25年～29年）

自殺死亡率について、性別・年代別で見ると、男性は80代が一番多く、50代、40代の順になっています。女性は、80代以上が一番多く、60代、30代、20代の順になっています。男女ともに、国や県と比べても高い状況です。



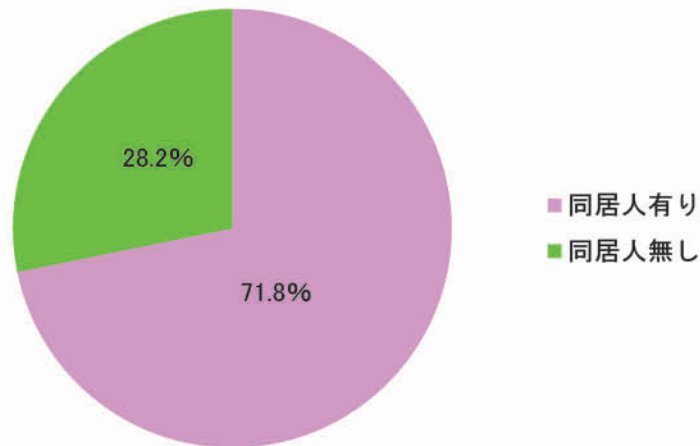
資料：地域自殺実態プロファイル（JSSC2018）



資料：地域自殺対策実態プロファイル（JSSC2018）

(3) 同居人の有無の割合（平成25年～29年）

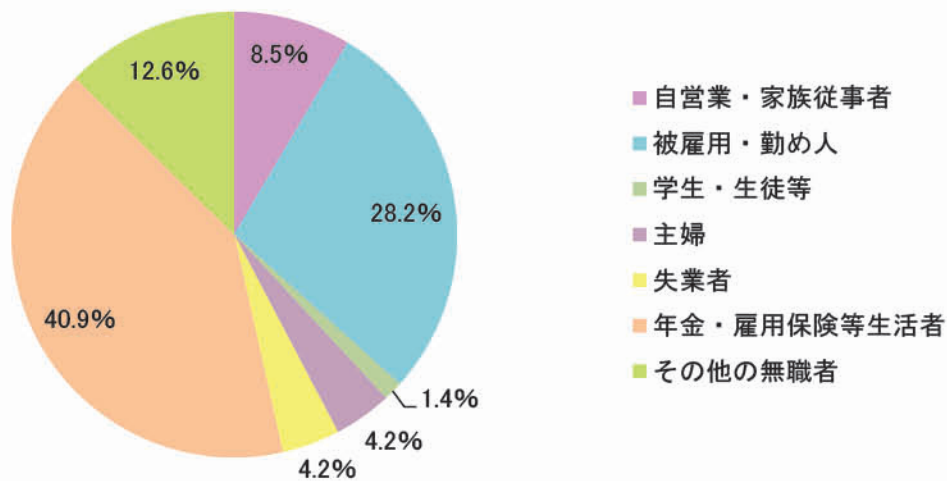
同居人の有無の割合を見ると、「同居人有り」が71.8パーセント、「同居人無し」が28.2パーセントとなっています。



資料：地域自殺実態プロフィール（JSSC2018）

(4) 職業別自殺者の割合（平成25年～29年）

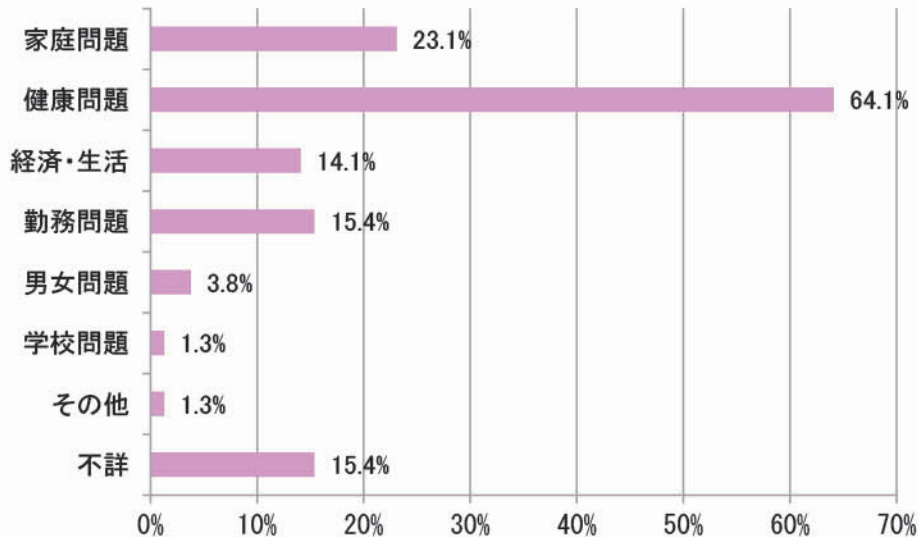
職業別に自殺者の割合を見ると、「年金・雇用保険等生活者」が40.9パーセントで最も多く、次いで「被雇用・勤め人」が28.2パーセント、「その他の無職者」が12.6パーセントとなっています。



資料：地域自殺実態プロフィール（JSSC2018）

(5) 原因・動機別自殺者の割合（平成25年～29年）

自殺の原因・動機別に自殺者の割合を見ると、「健康問題」が64.1パーセントで最も多く、「家庭問題」が23.1パーセント、「勤務問題」が15.4パーセント、「経済・生活」が14.1パーセントと続いています。

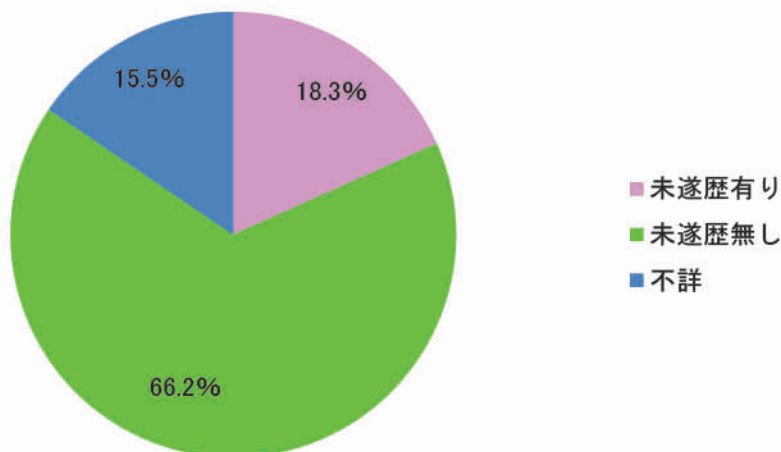


資料：地域自殺実態プロフィール（JSSC2018）

(6) 自殺未遂者の状況（平成25年～29年）

自殺者のうち、自殺未遂歴のあった者の割合は、18.3パーセントです。

自殺のリスクが高くなる自殺未遂歴を有する人を把握し、必要な支援へつなげることが重要であり、救急医療機関や精神科病院、救急搬送を担う消防署との連携が必要です。



資料：地域自殺実態プロフィール（JSSC2018）

2 アンケート調査から見る出水市の現状

本計画の策定に当たり、市民のこころの健康状態や自殺に対する意識・認識を調査するため、次の方法でアンケート調査を実施しました。

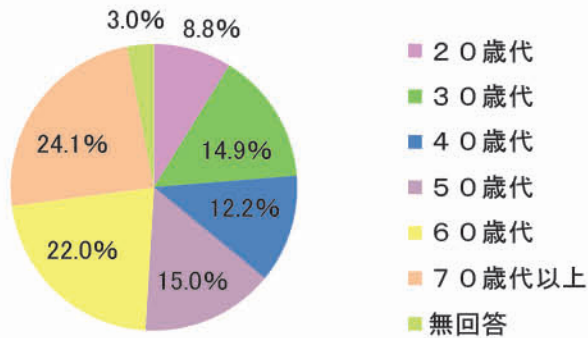
調査時期：平成30年7月2日から平成30年9月11日まで

調査対象：本市に住所を有する20歳から85歳を無作為抽出

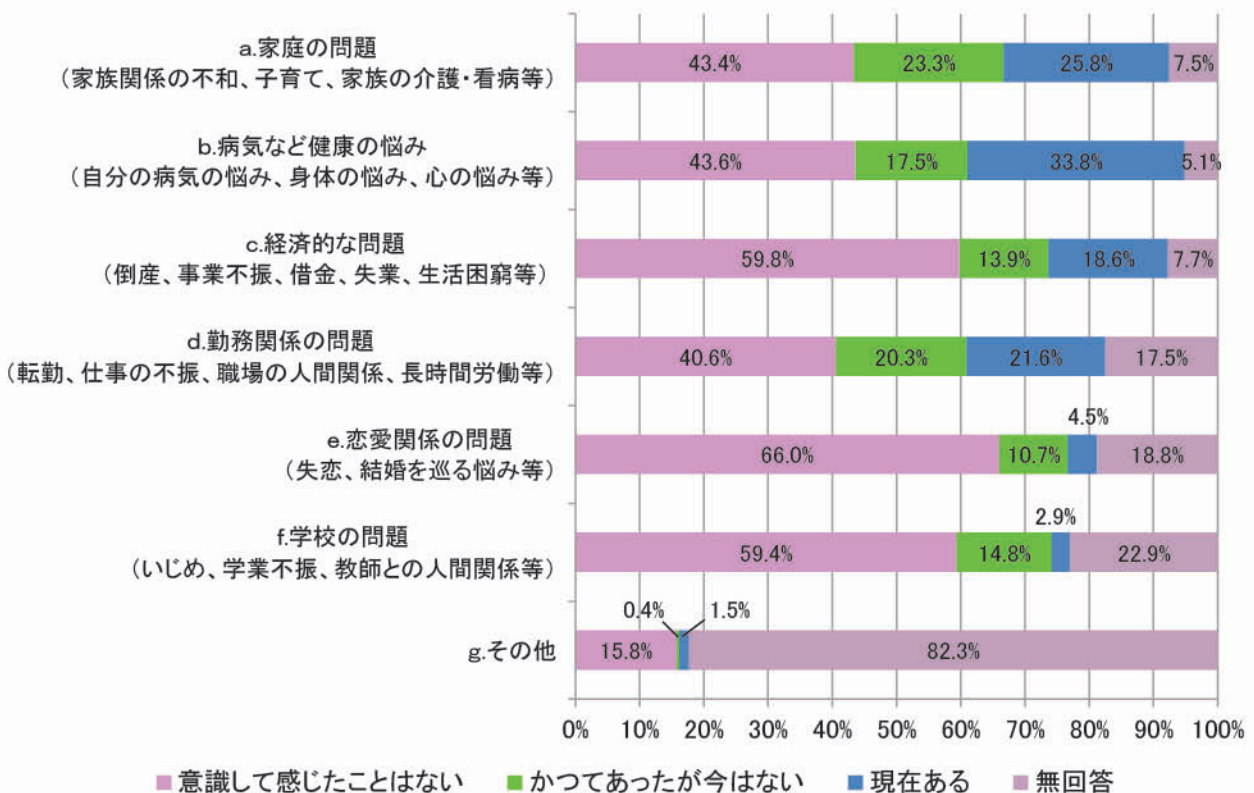
調査数：2,200人

有効回答数：532人（回答率24.2パーセント）

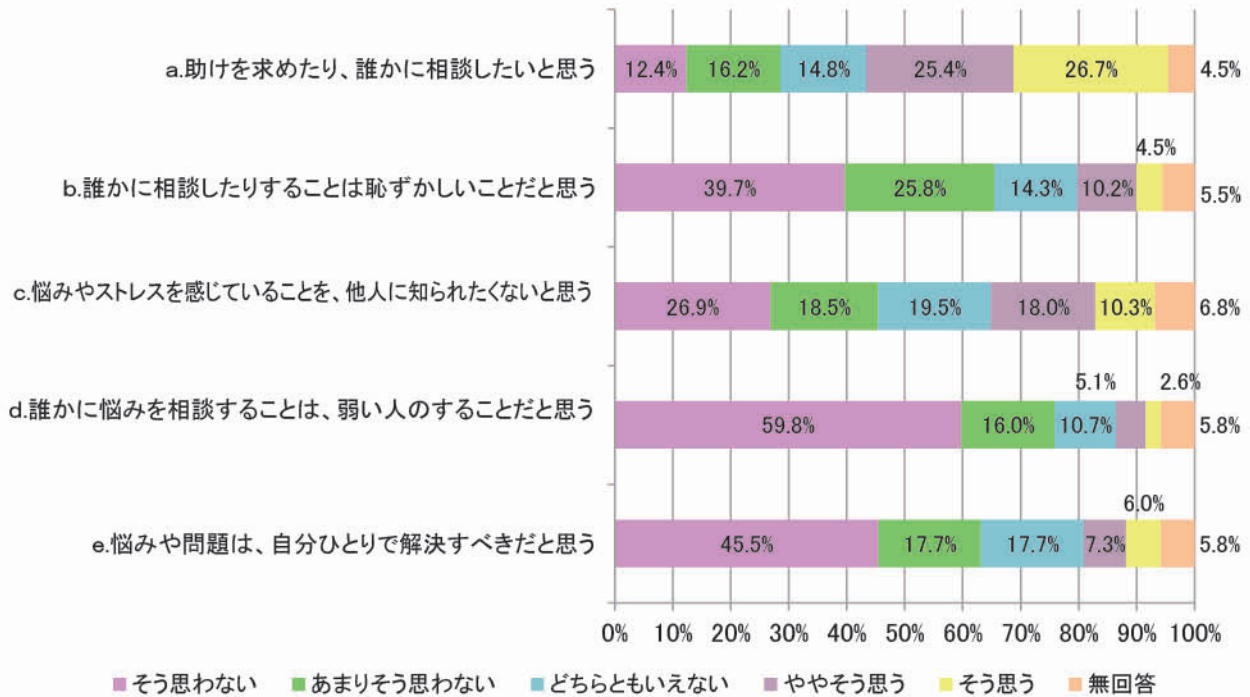
年齢別の回答者数の割合



- 日頃のこころの状態について、悩みやストレス、不満を感じるものが「現在ある」と回答した人を見ると、「病気など健康の悩み」が33.8パーセントで最も多く、次いで「家庭の問題」が25.8パーセント、「勤務関係の問題」が21.6パーセントとなっています。



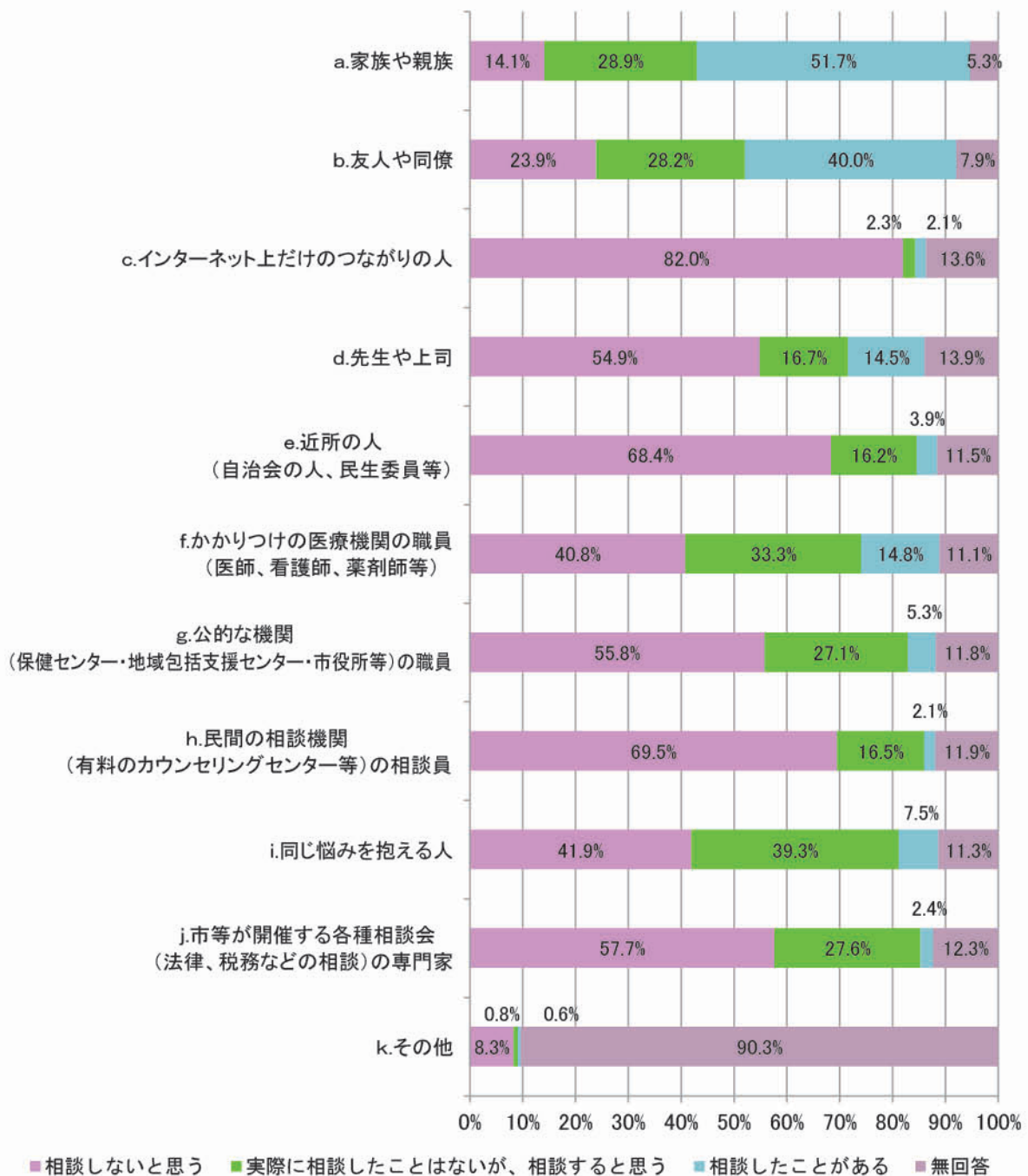
- 「悩みやストレスを感じたときにどう考えるか」という問いでは、「助けを求めたり、誰かに相談したいと思う」が、「そう思う」と「ややそう思う」を合わせ 52.1 パーセントとなっています。「誰かに悩みを相談することは、弱い人のすることだと思う」は、「そう思わない」と「あまりそう思わない」を合わせ 75.8 パーセントとなっています。



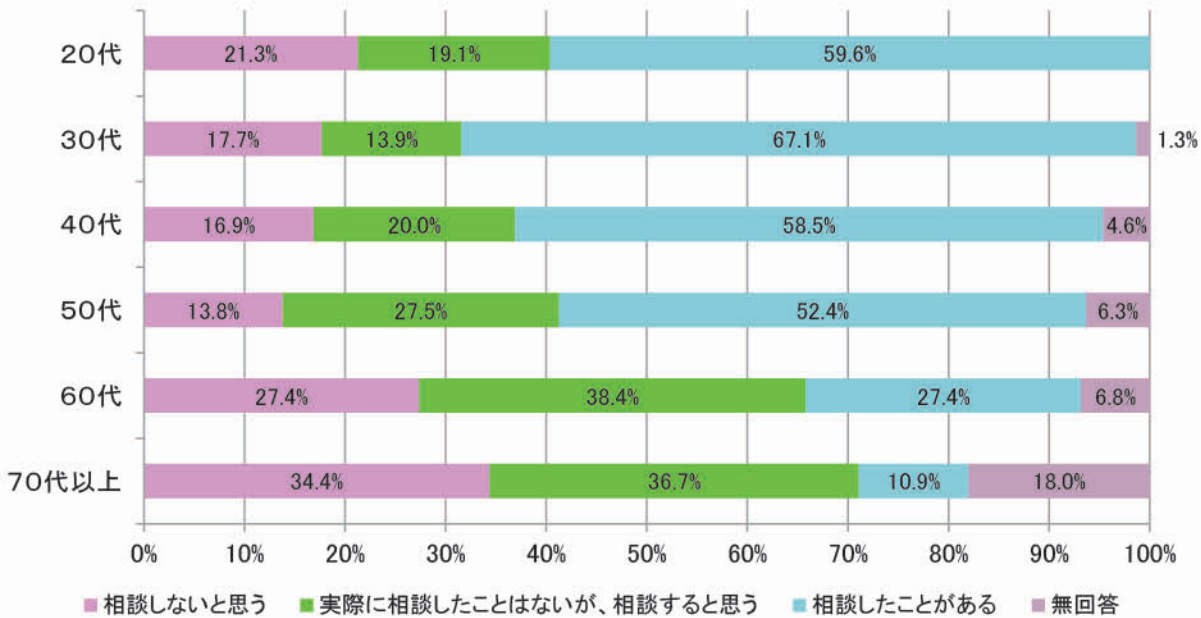
- 悩みやストレスの相談先について、「相談したことがある」で多いのは、「家族や親族」が51.7パーセント、「友人や同僚」が40パーセントとなっています。

「相談しないと思う」で多いのは、「インターネット上だけのつながりの人」が82パーセントと高く、次に「民間の相談機関」が69.5パーセント、「近所の人」が68.4パーセントとなっています。

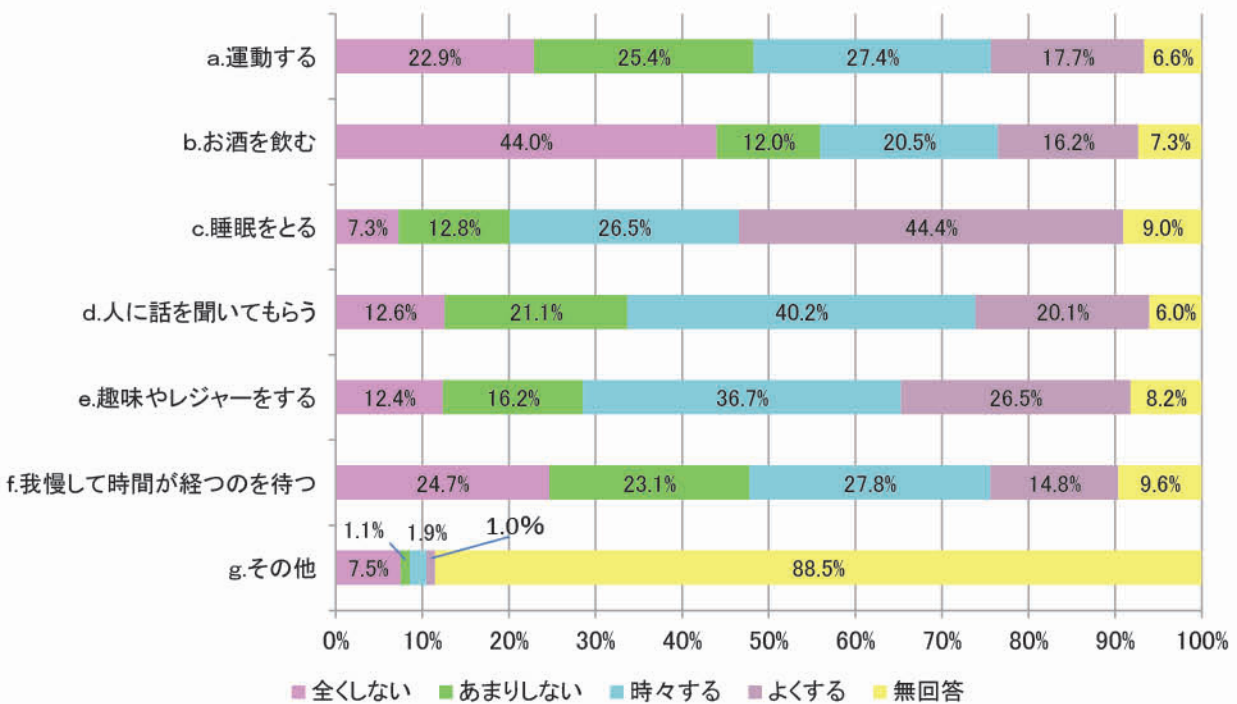
「実際に相談したことはないが、相談すると思う」は、「同じ悩みを抱える人」が39.3パーセント、「かかりつけの医療機関の職員」が33.3パーセント、「家族や親族」が28.9パーセント、「友人・同僚」が28.2パーセントとなっています。



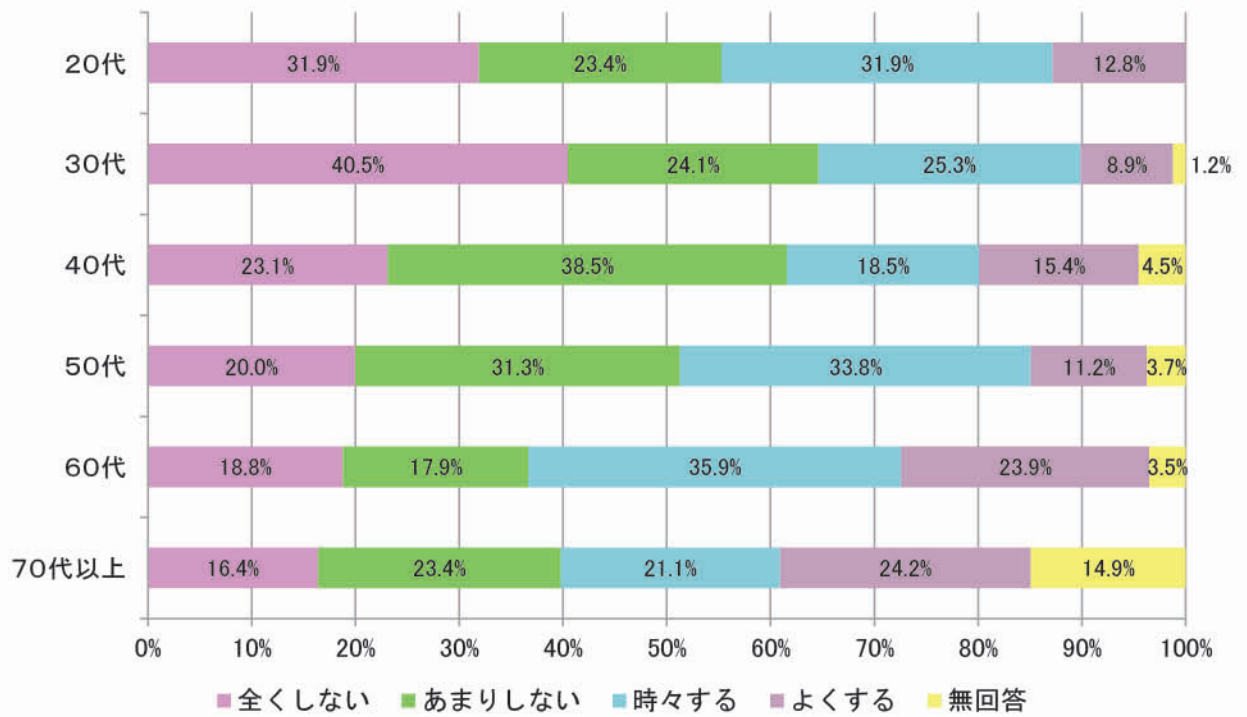
- 悩みやストレスを感じたときに相談する相手として「友人や同僚」に「相談したことがある」と回答した人を年代別に見ると、30代、20代、40代、50代の順となっています。相談相手がゲートキーパーの役割を果たせるように職域においてもゲートキーパー養成講座を実施することが必要です。



- 日常生活の不満、悩み、苦勞、ストレスを解消する方法としては、「時々する」「よくする」を合わせ「睡眠をとる」が70.9パーセント、「趣味やレジャーをする」が63.2パーセント、「人に話を聞いてもらう」が60.3パーセントとなっています。

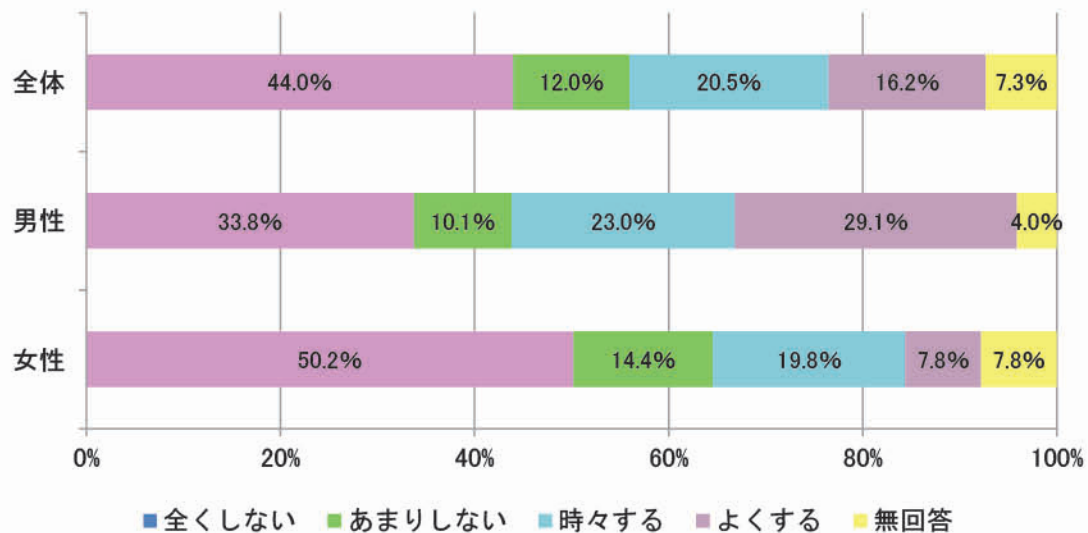
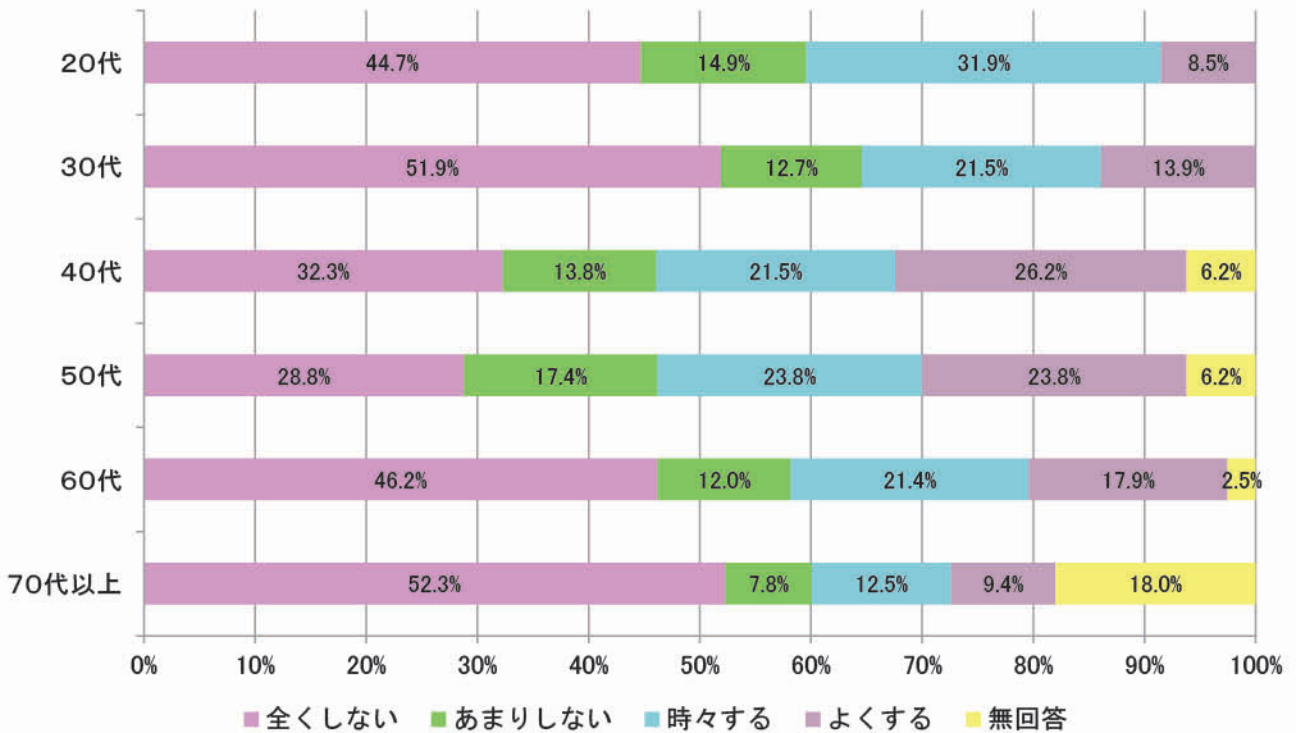


- 「運動する」の項目では、「全くしない」と回答した割合が30代で40.5パーセント、20代で31.9パーセントと他の年代より高くなっています。

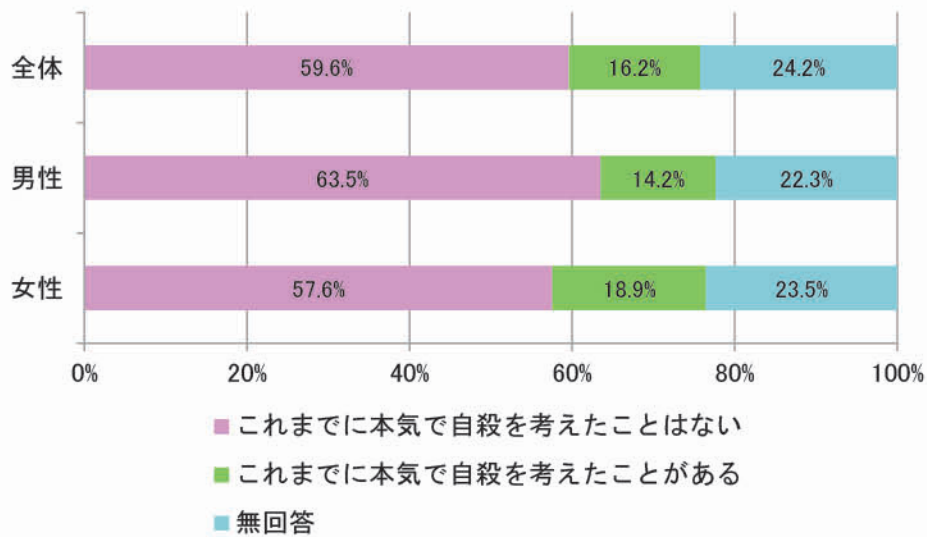


- 「お酒を飲む」の項目では、「よくする」と回答した割合が40代で26.2パーセント、50代で23.8パーセントであり他の年代より高くなっています。

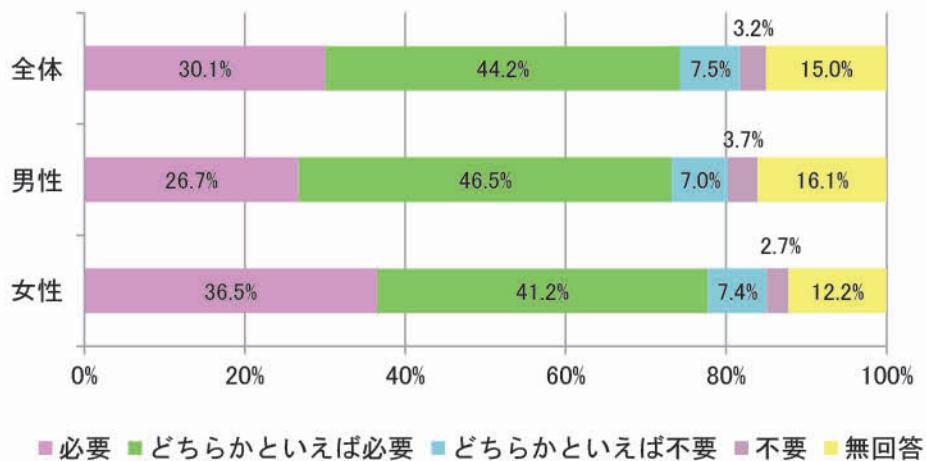
性別で見ると、「よくする」と回答したのは女性が7.8パーセントであるのに対し、男性は29.1パーセントと高くなっています。



- 自殺したいと考えたことがあるかについては、「これまでに本気で自殺を考えたことはない」が59.6パーセント、「これまでに本気で自殺を考えたことがある」が16.2パーセントとなっています。



- 自殺対策に関するPR活動については、「どちらかといえば必要」が44.2パーセントと最も多く、次いで「必要」が30.1パーセントとなっています。



3 出水市における自殺の特徴

(1) 出水市の主な自殺の特徴

自殺総合対策推進センターの分析から、平成25年から29年までの5年間に於いて自殺者の多い上位5区分が本市の主な自殺の特徴として抽出されました。それによると、「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」を重点項目として取り組む必要があります。

本市の主な自殺の特徴（H25～29年合計）

上位5位	自殺者数 5年計 (人)	割合 (%)	自殺死亡率 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1位：男性60歳以上無職同居人有	13	18.3	62.4	失業（退職）→生活苦→介護の悩み（疲れ）＋身体疾患→自殺
2位：男性40～59歳有職同居人有	12	16.9	49.4	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位：女性60歳以上無職同居人有	9	12.7	28.5	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4位：女性60歳以上無職独居	7	9.9	52.9	死別・離別＋身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5位：男性60歳以上無職独居	4	5.6	86.0	失業（退職）＋死別・離別→うつ状態→将来の生活への悲観→自殺

資料：地域自殺実態プロフィール（JSSC2018）

(2) 高齢者関連の特徴

60歳以上の自殺者の同居の有無を見ると、男性は60歳代から80歳代まで同居人有りの割合が高くなっています。女性は、60歳代は同居人有りの割合が高く、70歳代、80歳代では同居人無しの割合が高くなっています。

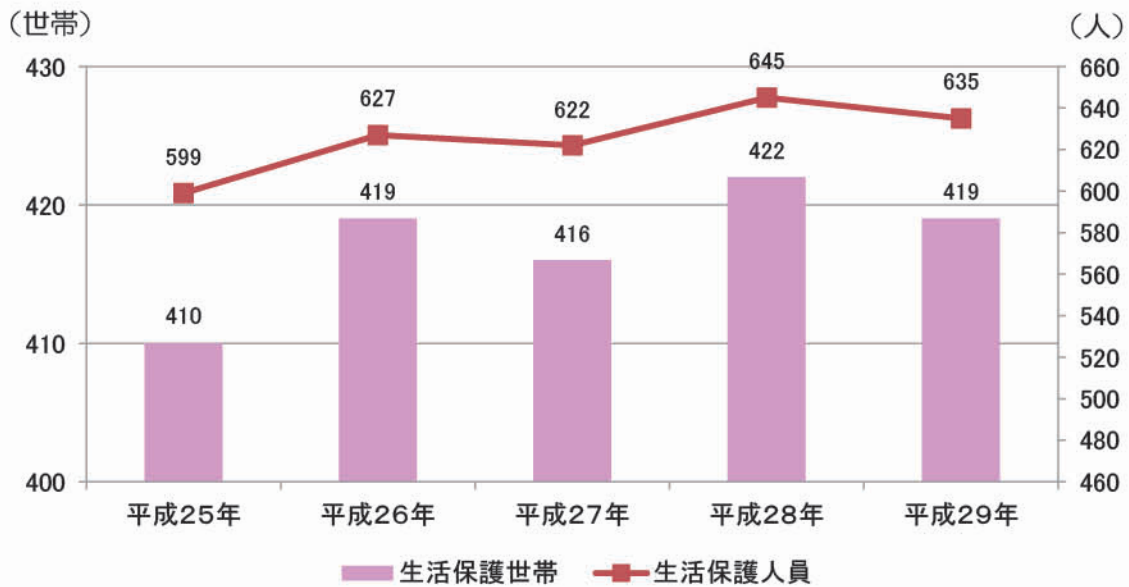
60歳以上の自殺の内訳（H25～29年合計）

性別	年齢階級	同居人の有無（人数）		同居人の有無（割合）		全国割合	
		有り	無し	有り	無し	有り	無し
男性	60歳代	7	0	19.4	0	17.1	10.8
	70歳代	3	1	8.3	2.8	15.1	6.3
	80歳代	5	3	13.9	8.3	10.4	3.6
女性	60歳代	6	0	16.7	0	9.7	3.2
	70歳代	1	2	2.8	5.6	9.1	3.8
	80歳代	3	5	8.3	13.9	7.4	3.5
合計		36		100		100	

資料：地域自殺実態プロフィール（JSSC2018）

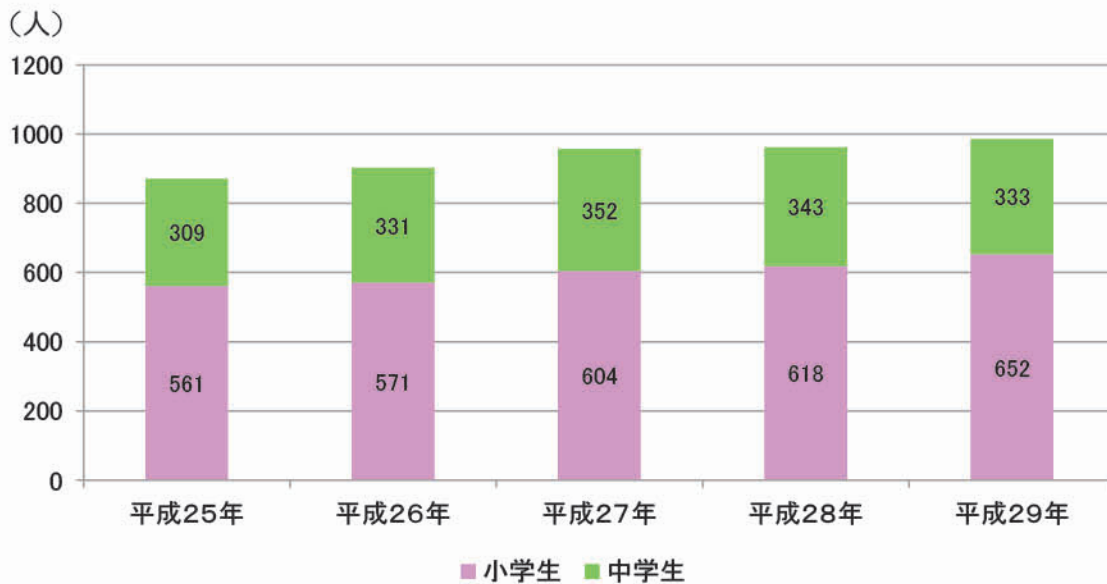
(3) 生活困窮者関連の特徴

生活保護受給者については、世帯数及び人員共に増加傾向にあります。



資料：福祉課

小学生・中学生の就学援助の認定者は年々増加傾向にあり、平成29年度の対象児童・生徒数は、全4,982人のうち985人となっています。



資料：市教育委員会教育総務課

(4) 勤務・経営関連による特徴

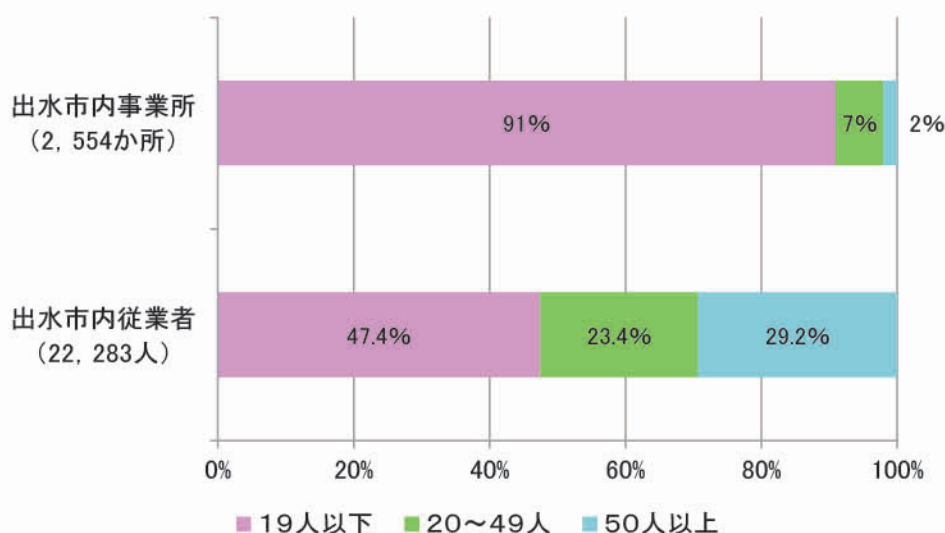
労働者数50人未満の小規模事業所ではメンタルヘルス対策に遅れがあることが指摘されており、地域産業保健センター等による支援が行われています。自殺対策推進の上でも地域の関係機関との連携による小規模事業所への働きかけが望まれます。

有職者の自殺の内訳（H25～29年合計）
（性別・年齢・同居の有無の詳細を除く。）

職業	自殺者数(人)	割合(%)	全国割合(%)
自営業・家族従事者	6	23.1	20.3
被雇用者・勤め人	20	76.9	79.7
合計	26	100	100

資料：地域自殺実態プロフィール（JSSC2018）

事業所規模別事業所/従業者割合



資料：地域自殺実態プロフィール（JSSC2018）

事業所規模別従業者数

	総数	1～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30～49人	50～99人	100人以上	出向・派遣従業者のみ
事業所数	2,554	1,519	505	293	108	71	34	23	1
従業者数	22,283	3,273	3,307	3,975	2,573	2,646	2,242	4,267	-

資料：地域自殺実態プロフィール（JSSC2018）

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

自殺総合対策大綱では、自殺対策の本質が生きることの支援にあることを改めて確認し、「いのちを支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すとされています。

本市では、将来都市像を「みんなでつくる活力都市 住みたいまち 出水市」としてまちづくりを進めています。また、出水市健康増進計画「健康いずみ21」においても「こころの健康づくりの充実」を基本目標として、全ての市民が住み慣れた地域で楽しみや生きがいをもって自分らしく、共に支え合い、こころ豊かに暮らすことを目指しています。

このことを踏まえて、自殺対策は、自分自身と周囲の人のこころに耳を傾け、「気づき」「支援につなぎ」「見守る」体制を構築し、「こころ豊かにいのちを支えるまち～誰も自殺に追い込まれることのない出水市の実現～」を目指します。

また、各施策の展開に当たっては、市民、地域、関係機関、団体、学校、行政が連携・協働し、地域全体で自殺対策に取り組みます。

2 計画の基本方針

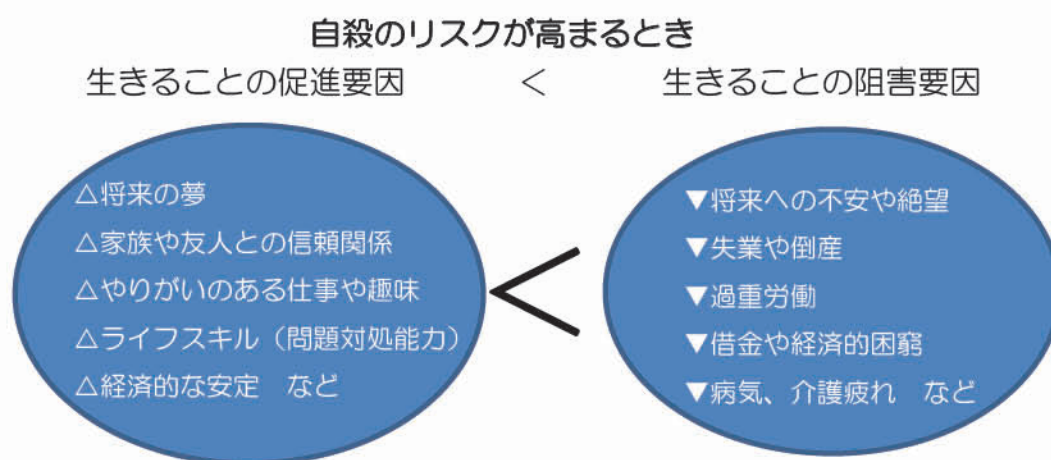
平成29年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱を踏まえて、本市では、次の5つの基本方針に基づいて自殺対策を推進します。

- (1) 生きることの包括的な支援として推進する
- (2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- (3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- (4) 実践と啓発を両輪として推進する
- (5) 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び市民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

(1) 生きることの包括的な支援として推進する

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことのできる社会的な問題であるとの基本認識のもと、自殺対策を生きるための包括的な支援として推進することが重要です。

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係などの「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や倒産、健康問題などの「生きることの阻害要因（自殺リスクの要因）」が上回ったときに自殺リスクが高まると言われています。そのため、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で、「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。



(2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにするためには、精神保健的な視点だけではなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策と人々や組織が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等関連の分野においても同様に連携して取組が展開されています。今後、連携の効果を更に高めるためには、そうした様々な分野の生きる支援に当たる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

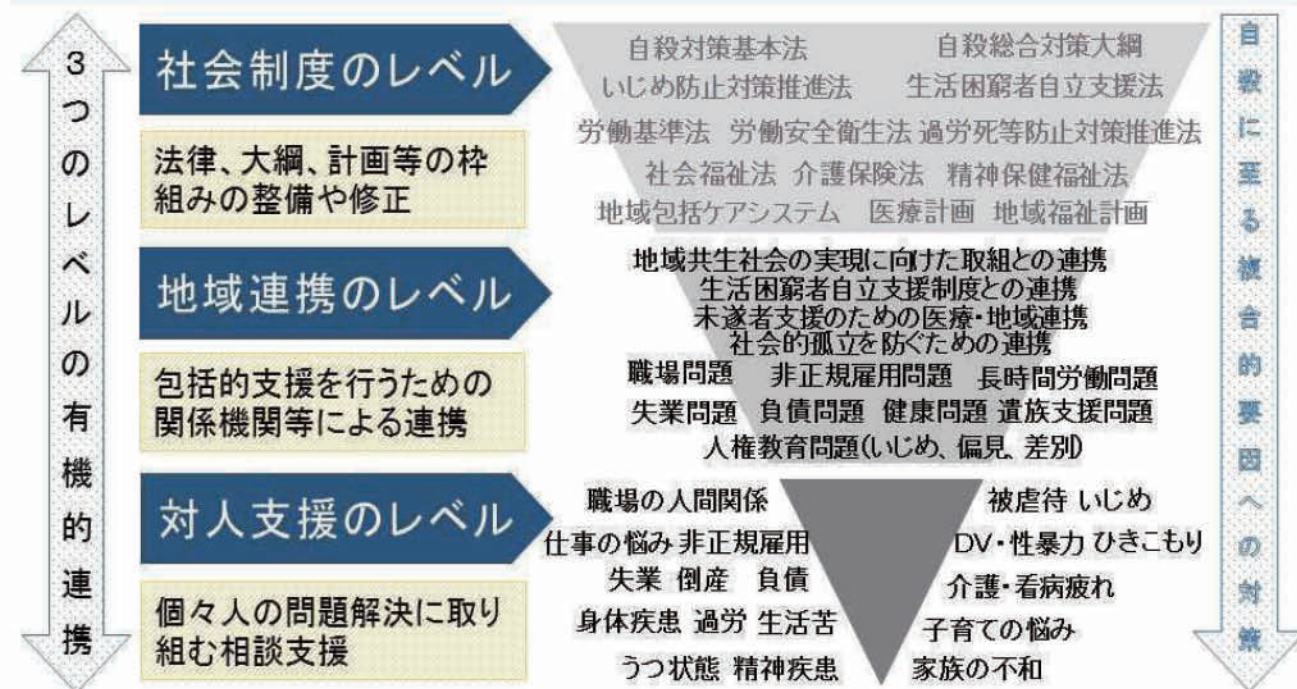
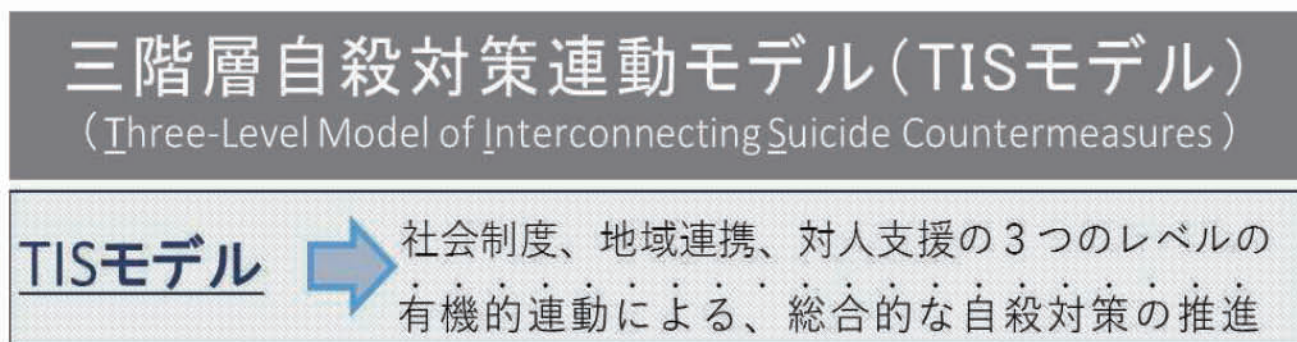
複合的な課題を抱え自ら相談に行くことが困難な人などを地域において早期に発見し確実に支援していくため、地域住民と公的な関係機関の協働による包括的な支援体制づくりを進める「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた取組を始めとした各種施策との連携を図ります。加えて、こうした支援の在り方は生活困窮者自立支援制度においても共通する部分が多いことから、その制度も含めて生きる支援に当たる人々が自殺対策の一翼を担っているという意義を共有し、一体的、効果的かつ効率的な施策の展開が重要です。

(3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」「地域連携のレベル」「社会制度のレベル」に分けて考え、それぞれにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進することが重要です。

また、時系列的対応として自殺の危険性が低い段階の対応として行う普及啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合の「事後対応」という3つの段階に応じた効果的な施策を講じる必要があります。さらに、自殺の事前対応の前段階として、学校において児童・生徒を対象として「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要です。

これは、市民の暮らしの場を原点としつつ、「様々な分野の対人支援を強化すること」と「対人支援の強化等に必要な地域連携を促進すること」、さらに「地域連携の促進等に必要な社会制度を整備すること」を一体的なものとして連動して行っていくという考え方（三階層自殺対策連動モデル）です。



資料：自殺総合対策推進センター

(4) 実践と啓発を両輪として推進する

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が十分に理解されていないのが実情です。そうした心情や背景への理解を深めることと、危機に陥ったときに誰かに援助を求めることが適当であることが、地域全体の共通認識となるよう普及啓発していくことが重要です。

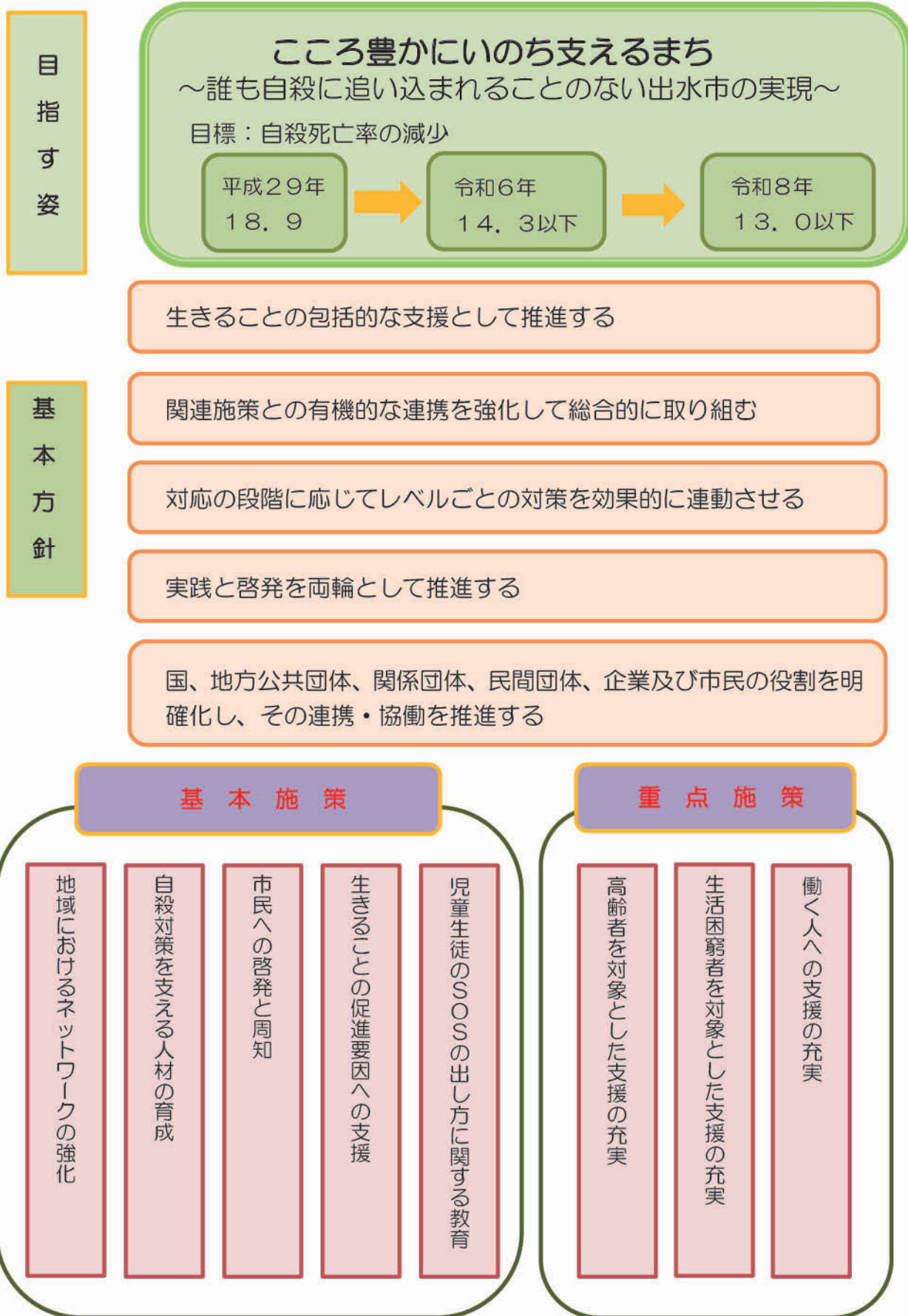
全ての市民が自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが重要です。

(5) 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び市民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

自殺対策が最大限その効果を発揮するためには、国や県、他市町村、関係団体、民間団体、企業そして市民一人一人と連携・協働して、市を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

市民一人一人が「**自殺が社会全体の問題であり我が事であること**」を認識し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現のため主体的に自殺対策に取り組むことが必要です。

3 計画の施策体系



第4章 自殺対策における取組

1 基本施策

【基本施策1】 地域におけるネットワークの強化

自殺対策の効果を最大限発揮するためには、地域におけるネットワークを強化することが必要です。それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みの構築及び強化を図ります。

事業・取組	内容	担当課・団体
地域福祉計画の進行管理	自殺対策と各福祉分野に共通して求められる、状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくりや、誰もが立ち寄れる居場所づくり、複合的課題に対応するためのネットワークづくり等に取り組み、自殺対策を効果的・効率的に推進します。	福祉課
自殺対策計画検討委員会による計画の進行管理	自殺対策計画検討委員会による計画の進行管理を行い、取組を推進します。	健康増進課
要保護児童対策地域協議会の開催	会議で取り扱う案件の中で、自殺のリスクを早期に察知し、必要な機関へつなぐ等の対応を強化します。	安心サポートセンター
いのち支えるプロジェクト会議の開催	自殺対策について庁内関係各課で情報共有を行い、連携を強化します。	健康増進課 関係各課
いじめ防止ネットワーク会議の開催	不登校やいじめの問題等、生徒指導上の課題を抱えた児童生徒に対し、多くの関係機関が連携し、情報を共有し支援を行います。	学校教育課 こども課 福祉課
保幼小中連携による支援	保育園・幼稚園・小学校・中学校間で情報を共有し、自殺リスクを抱える家庭を包括的・継続的に支援します。	学校教育課 こども課

事業・取組	内容	担当課・団体
鹿児島県自殺未遂者支援連携体制構築事業の推進	保健所等に自殺未遂者の搬送を情報提供することで、自殺未遂者やその家族を把握し、適切な支援を継続的に行うことにより自殺の再企図を防止します。	保健所 出水総合医療センター 出水警察署 消防署
出水地区G-Pネット [※] の充実	受診・入院した患者等のうち、うつ病の疑いのある患者に専門医受診を推奨し、症状の進行・増悪を予防します。	各医療機関 医師会 保健所 精神科病院 薬剤師会

《目 標》

指 標	現状値	目標値	備 考
自殺対策計画検討委員会の開催数	-	年1回	
いのち支えるプロジェクト会議の開催数	年2回	年2回	

※ 一般診療科医や薬剤師等と精神科医が連携し、うつ病患者の早期発見・早期治療につなげることを目的としたシステム

△

【基本施策2】 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策を推進する上で人材の育成は最も基本となる取組です。地域において、自殺のサインに「気づき」「つなぎ」「見守る」ことができるよう知識の普及を図ります。

事業・取組	内容	担当課・団体
市民向けのゲートキーパー養成講座の実施	こころの健康への理解を深め、周囲の人の変化に気づき、必要な支援につなぎ、見守ることができるようにゲートキーパー養成講座を実施します。	健康増進課
関係機関職員や相談員を対象としたゲートキーパー養成講座の実施	障害者手話奉仕員、障害者相談員、保護司、生活困窮者自立支援相談員、認知症サポーター、高齢者訪問員、在宅福祉アドバイザー、家庭児童相談員・婦人相談員、保育士、自治会長、民生委員・児童委員、在宅保健師・助産師、保健推進員、食生活改善推進員、社会教育指導員等を対象にゲートキーパー養成講座を実施します。	健康増進課 こども課 安心サポートセンター 福祉課 いきいき長寿課 総務課 生涯学習課 学校教育課 保健所 薬剤師会 歯科医師会 社会福祉協議会
救急救命士養成研修及びメディカルコントロール体制の推進	救急救命士の養成研修において、自殺未遂者への対応方法等についての講義枠を設けることにより、自殺対策への意識の醸成とスキルの向上を図ります。	消防署

《目 標》

指 標	現状値	目標値	備 考
ゲートキーパー養成講座の受講者数	平成27年から 30年度までの 受講者実人員 270人	受講者数の増加 参加団体の拡大	
市職員のゲートキーパー養成講座受講率	15%	70%以上	
ゲートキーパー養成講座参加者の理解度	-	70%以上	参加者へのアンケート調査により理解度を把握する。

【基本施策3】 市民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくいのが現状です。そうした心情や背景への理解を深め、危機に陥ったときに誰かに支援を求めることが社会全体の共通認識となるよう普及啓発を行うことが必要です。また、自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聴き、必要に応じ専門家につなぎ、見守っていくという市民一人一人の役割についての意識が共有されるよう、健康教育や広報活動等を通じた啓発事業を展開します。

事業・取組	内容	担当課・団体
広報等による情報発信	広報紙やホームページ等で自殺対策の啓発として、様々な情報提供を行います。	企画政策課 健康増進課 学校教育課 生涯学習課 消防署
自殺予防パンフレット等の配布	啓発用パンフレット等の配布を通じて、地域の支援機関等の資源について住民に周知を図ります。	保健所 出水警察署 健康増進課 いきいき長寿課 消防署 市民生活課 企画政策課
こころの健康だよりの発行	こころの健康に関することをテーマにした広報紙を年2回発行します。	健康増進課
生徒向け講演会の開催 (性、薬物、携帯端末の使用等)	性、薬物、携帯端末の使用等に詳しい講師を招へいし、それらに対する意識啓発を図るとともに指導の充実を図ります。	商業高校
出前講座の実施	こころの健康について、依頼のあった団体へ健康教育を行い、うつ病やこころの健康についての普及啓発を図ります。	健康増進課 いきいき長寿課
健康ファイルの交付	健康ファイルに自殺対策についての内容を盛り込み、普及啓発を行います。	健康増進課

事業・取組	内容	担当課・団体
こころの健康づくり講演会の実施	こころの健康づくりに関する講演会を実施します。	健康増進課
各種講演会の実施	DV※、性の多様性等に関する講演会を実施します。	保健所 出水警察署 健康増進課 企画政策課 学校教育課

《目 標》

指 標	現状値	目標値	備 考
ゲートキーパーという言葉も意味も知っている人の割合	-	35%以上	こころの健康に関するアンケート調査により把握する。
防ぐことのできる自殺も多いと思う人の割合	「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の割合 67.7%	80%以上	こころの健康に関するアンケート調査により把握する。
自殺をしようとする人の多くは何らかのサインを発していると思う人の割合	「そう思う」と「どちらかという」とそう思う」の割合 64.6%	80%以上	こころの健康に関するアンケート調査により把握する。
悩みやストレスを感じたときに誰かに相談したいと思う割合	「そう思う」と「ややそう思う」の割合 52.1%	80%以上	こころの健康に関するアンケート調査により把握する。

※ ドメスティック・バイオレンス 配偶者や恋人などの親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力

【基本施策4】 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことが重要です。生きることの促進要因への支援という観点から、居場所づくり、自殺未遂者への支援、遺された人への支援に関する対策を推進します。

(ア) 妊産婦、子育て世代への取組

事業・取組	内容	担当課・団体
産婦健康診査の実施	産後2週と1か月に医療機関で行う産婦健診の費用を助成します。エジンバラ産後うつ病質問票と赤ちゃんへの気持ち質問票を用いて、医療機関と連携し、必要な支援につなげます。	健康増進課 産婦人科医院
新生児訪問（乳児全戸訪問）の実施	出産後の家庭を助産師、保健師が訪問し、子どもの発育や保護者の健康状態の確認を行います。 また、生後4か月までのお子さんがある家庭には、保健推進員が声かけを行います。	健康増進課 子育て支援室 こども課
産後ケア事業の充実	生後4か月までの乳児と母親を対象として、出産後安心して育児ができるように助産所等へ入所又は通所し、母親の心身のケアや授乳指導・育児相談等が受けられる産後ケア事業の利用料の一部を助成します。	健康増進課 事業所
養育支援訪問事業による連携及び支援	子どもや保護者の状態により支援が必要な家庭には、家庭児童相談員や子育て支援室と連携を図り、必要な支援につなげます。	こども課 安心サポートセンター 子育て支援室 健康増進課
母子に関する相談の実施	母子健診、母子相談、発達相談、つるんこぱーく及びことばの相談を実施し、妊娠から子育ての不安や悩みを聴き、必要な支援につなげます。	健康増進課 子育て支援室

事業・取組	内容	担当課・団体
Peer Class (ぴあくらす)の実施	妊娠期は、子育てについて両親で学べる場を提供します。出産後は離乳食作り、ベビーマッサージを通して子育てについての仲間づくりをしながら楽しく学べる場を提供します。	健康増進課
子育て支援拠点事業の充実	親子交流の場でいろいろな遊びを経験したり、一緒にふれあい遊びをすることによって、親子のスキンシップを図ります。また、様々な分野の講師の話を聞く機会を作ります。 その中で、利用者の話をよく聞き、相談に応じることで、自殺リスクの軽減や早期発見につなげます。	子育て支援室
子育て支援室の運営	子育て支援室に来所された方が、不安や悩みの解消ができ、子育てに前向きに取り組もうと思えるように、スタッフの対応や事業内容を充実することで、自殺リスクの軽減や早期発見につなげます。	子育て支援室
ファミリーサポートセンター事業の推進	子育ての援助を受けたい人（おねがい会員）と援助を行いたい人（まかせて会員）を会員組織化し、保護者の負担軽減と孤立化を防ぎます。	こども課 社会福祉協議会
子育て応援券の交付	託児や助産師によるサービス等の利用の際に使える応援券を交付し、育児による負担を軽減します。	健康増進課

(イ) 児童・生徒への支援の充実

事業・取組	内容	担当課・団体
「心の教室」の設置	学校生活に様々な不安を抱えている児童生徒の居場所づくり及び教室復帰のための支援、不登校児童生徒及び保護者等に対する支援、児童生徒、保護者及び学校関係者等からの相談窓口並びに児童生徒の抱える諸課題（不登校、いじめ、問題行動等）解決のために、サポートチームの一員として支援します。	学校教育課
自立支援教室「ほっとハウス」の設置	不登校児童生徒に学校以外の居場所を提供し、個々の不安の解消及び学習機会の保証を図ることで学校復帰を促すとともに、学校以外の相談場所を確保することで課題の早期発見・対応につなげます。	学校教育課
スクールソーシャルワーカーの配置	社会福祉・教育等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、様々な課題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークを活用した多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図ります。	学校教育課
スクールカウンセラー配置事業の活用	県の「スクールカウンセラー配置事業」を活用し、心理の専門家を各学校に定期的に派遣し、悩みを持つ児童生徒及び保護者等のカウンセリングを実施します。	学校教育課
リーダークラブ「出水兵児」の支援	中高生向けの地域活動支援は、彼らに放課後や週末の居場所を提供することにもつながります。また、様々なボランティア活動を通して地域との関わりを深めるだけでなく、他校の生徒との交流を通して共に成長する場を提供します。	生涯学習課

事業・取組	内容	担当課・団体
人権同和教育推進に関する組織体制の確立と年間指導計画の策定	人権尊重の精神に徹し、同和問題の解決を教師自身の課題として受け止め、偏見や差別をなくしていこうとする意欲や実践力をもった人間を育成します。 各学年ごとに指導上の目標を設定し、計画的・組織的な教育を推進します。	学校教育課 商業高校
生徒総会での「いじめをなくそう宣言」	毎年度の生徒総会等時に、児童生徒全体での「いじめ撲滅宣言」、「いじめをなくそう宣言」を実施します。	学校教育課 商業高校
教育相談（カウンセリング）の実施	カウンセリングの技法（傾聴することに主眼を置く。）を用い、全児童生徒に対し教育相談を実施します。	学校教育課 商業高校
「命（いじめ）について考える週間」の設定	学期ごとに1回、1、2週間程度、各学校で「命（いじめ）について考える週間」を設定し、命やいじめ等に関する授業や講演会等を実施するとともに、児童生徒が主体的に「命の大切さ」や「いじめ撲滅」について考える機会を設けます。 また、アンケート調査などの実態把握や教育相談等を実施し、未然防止・早期発見、早期解決につなげます。	学校教育課

第1章
計画の策定に
当たって第2章
出水市における
現状と課題第3章
計画の基本的
な考え方第4章
自殺対策に
おける取組第5章
自殺対策の
推進体制資料
編

事業・取組	内容	担当課・団体
「夢の教室」の実施	JFA 日本サッカー協会と提携し、様々な競技・ジャンルで活躍したアスリート等が夢先生となり、学級単位で、「ゲームの時間」(夢先生が子どもたちと体を動かし、互いの緊張をほぐしながら、仲間と協力することの大切さ、相手を思いやる心を伝えていきます。)と「トークの時間」(夢先生が自身の体験談をもとに、夢を持つことのすばらしさ、それに向かって努力することの大切さを伝えていきます。)から構成された「夢の教室」を実施します。	学校教育課
道徳教育の充実	生命尊重を重点的指導項目に掲げ、「考え、議論する」道徳科の授業を通し、多様性を理解させるとともに、互いの存在がかけがえのないものであるという認識を高めます。	学校教育課
人権同和教育の充実	人権教育は全ての教育の基盤であるという理念の下、各学校で自他の存在を尊重し、互いに大切な存在であることを理解させる教育の充実を図ります。	学校教育課

(ウ) 相談窓口及び相談体制の充実

事業・取組	内容	担当課・団体
こころの喫茶店の充実	カウンセラーによる個別相談を実施し、必要に応じ専門機関につなげます。	健康増進課
健康相談等の充実	健康教育、健康相談、訪問指導等を通して、健康問題に関する聞き取りを行い、必要な場合には専門機関による支援につなぎます。	健康増進課 保健所
多受診・重複受診者の訪問指導による連携及び支援	多受診及び重複受診の被保険者を訪問指導し、受診の適正化を図るとともに必要な支援へつなげます。	市民生活課

事業・取組	内容	担当課・団体
各種申請窓口等での相談	窓口手続で相談を受けた際、必要な場合には専門機関による支援につなぎます。	各課
民生委員・児童委員による相談	民生委員・児童委員による地域住民の相談・支援等を実施します。	福祉課
精神保健相談（訪問及び相談）の実施	精神障がい者（疑い含む。）及びその家族への個別支援を充実します。	保健所 出水警察署 健康増進課 いきいき長寿課 福祉課 薬剤師会
自殺未遂者への支援	警察や消防、医療機関、保健所と連携して自殺未遂者の支援を行います。	出水警察署 消防署 保健所 健康増進課
遺された人への支援	自死遺族等の分かち合いの会「こころ・つむぎの会」の案内を行います。	健康増進課
消費生活センターに関する消費者相談・情報提供	消費者相談・情報提供を行います。	生活環境課
総合案内	市全般に対する苦情、相談、要望等に対して、関係課へ案内します。	市民生活課

（エ） 楽しみ生きがいがづくり

事業・取組	内容	担当課・団体
いずみわくわく夢クラブの利用推進	スポーツを通じた仲間づくりやりフレッシュの機会を提供します。	市民体育課 スポーツ推進協議会
図書館の管理	誰もが来館することができる場を提供します。	生涯学習課

（オ） 自殺対策の関係者のこころのケアの促進

事業・取組	内容	担当課・団体
ゲートキーパー養成講座スキルアップ講座の実施	ゲートキーパー養成講座に参加したことのある人を対象にスキルアップ研修会を実施します。	健康増進課

事業・取組	内容	担当課・団体
市職員の健康管理	市職員は、市民からのあらゆる相談窓口になります。市職員に対し、健康診断や健康相談、ストレスチェックを行うことで、健康を保ち、相談に対応できる体制を整えます。	総務課

(カ) 障がい者への支援

事業・取組	内容	担当課・団体
障害福祉サービスや各種福祉制度の充実	障がい者の抱える様々な課題や相談に対し、適切な支援を提供するために関係機関と連携し、各種サービスの提供により日常生活の質の向上を図ります。	福祉課
障害者差別解消推進事業の実施	障害を理由とする差別の解消を推進するため相談窓口を設置するほか、住民や民間事業者等に対し周知・啓発を行います。	福祉課
障害者地域活動支援センター事業の実施	障がい者等が通所し、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。	福祉課

《目 標》

指 標	現状値	目標値	備 考
こころの喫茶店の実施回数の増加	年5回	令和6年度までに年10回に増やす	
ゲートキーパー養成講座スキルアップ講座の受講者の増加	平成28年度から平成30年度までの受講者延べ人員115人	令和6年度までに受講者の延べ人員350人	
日常生活の苦勞・不満・悩み・ストレスを解消するために運動すると答える人の割合	「よくする」と「時々する」の割合45.1%	令和6年度までに60%	こころの健康に関するアンケート調査により把握する。

【基本施策5】 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒のSOSの出し方に関する教育は、生きるための包括的な支援として「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ということを目標として学校の教育活動として実施します。

事業・取組	内容	担当課・団体
SOSの出し方に関する教育の実施	児童生徒に悩みを一人で抱え込まず、周りに助けを求めることの必要性について伝えるとともに、相談できる窓口の周知を行います。	学校教育課
いずみ宝子「命」のサミットの開催	夏季休業中に中学校を中心として、教職員及び保護者、家庭教育推進員、青少年育成推進協議会、社会教育委員、女性団体連絡協議会等の代表等が参加し、各学校の命の教育に関する取組の様子や児童生徒に関わる生徒指導上の諸問題等についてのパネルディスカッション、命に関わる講演を実施します。	学校教育課
命の教育講演会の実施	各学校単位で、児童生徒を中心に、教職員及び保護者や地域の方々を対象とした「命」「生き方」に関する講演会や学習会等を開催します。	学校教育課
いじめに関するアンケートの実施	いじめに関するアンケートを実施し、いじめの早期発見・早期解決を図ります。	学校教育課 商業高校
思春期保健事業の実施	市内全中学1年生を対象として、妊娠・出産・子育てについて助産師や保健師による講話並びに妊婦、産婦及び乳児との触れ合い体験を実施します。	学校教育課 健康増進課

《目 標》

指 標	現状値	目標値	備 考
SOSの出し方に関する教育の実施	-	1年に1回 全小・中学校で実施	

2 重点施策

【重点施策1】 高齢者を対象とした支援の充実

高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすい状態です。高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対応した支援・働きかけが重要です。関係機関と連携し、生きるための包括的な支援として施策の推進を図ります。

(ア) 包括的な支援のための連携の推進

事業・取組	内容	担当課・団体
地域包括支援センター運営協議会の開催	地域包括支援センターにおける施策の検討を行う場であり、地域課題として高齢者の自殺対策についての連携や地域団体との連動強化につなげていきます。	いきいき長寿課
高齢者虐待防止ネットワーク推進協議会の開催	高齢者の自殺実態や抱え込みがちな課題、虐待や介護と自殺との関係性等について情報共有することで、高齢者向けの自殺対策についての理解を深めて、関係者による取組の推進を図ります。	いきいき長寿課
地域ケア会議の開催	多様な困りごとを検討する場であり、各専門職が高齢者の自殺対策について理解を深め、関係者による取組の推進を図ります。	いきいき長寿課
高齢者生活支援推進協議会の開催	地域の困りごとを掘り起こし、地域の課題を解決していく仕組みを作るために協議を行う場となります。地域課題を抽出する中で、一人暮らし高齢者等の困りごと等を把握することで、地域の課題として意識し、一人暮らし高齢者等と関わりを持つきっかけとし、必要な支援につなげます。	いきいき長寿課
包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の実施	包括支援センターが直接的に介護支援専門員等を支援することに加え、環境面を整備する間接的な支援を効果的に実施します。	いきいき長寿課

(イ) 地域における要支援者に対する支援

事業・取組	内容	担当課・団体
在宅介護支援センター（ランチ）業務の実施	住民の利便性を考慮し、包括支援センターにつなぐための窓口として、住民の相談を受け付け、包括支援センターにつなげます。	いきいき長寿課
介護予防支援事業の実施	生活上の様々な課題を抱える高齢者に対して適切な支援を行うことにより、要支援・要介護状態の予防やその重症化の予防・改善を図ります。また、介護認定を受けている方は、介護支援専門員が担当し、専門的見地から個別性のある支援を行います。	いきいき長寿課
総合相談業務の実施	地域に住む高齢者等に関する様々な相談を受け止め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的に支援します。	いきいき長寿課
権利擁護業務の実施	自ら権利主張や権利行使することができない状況にある高齢者を擁護することで、人権を侵害されることを防止し、本人の自己決定を支援し、生活のしづらさを軽減します。	いきいき長寿課
介護予防対象者把握事業の実施	介護予防の必要な住民を把握するために個人と面接をしますので、状況を把握する機会になります。身体的な予防のみでなく、精神面の予防の視点を持つことで、リスクの高い人を把握し、必要な支援につなげます。	いきいき長寿課
認知症初期集中支援推進事業の実施	複数の専門職が認知症が疑われる方、認知症の方及びその家族を訪問し、アセスメントや家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立支援のサポートをします。	いきいき長寿課

事業・取組	内容	担当課・団体
認知症地域支援・ケア向上事業の実施	認知症に関する悩みや問題等の相談を受け付け、必要な医療や介護等のサービスを受けられるよう関係機関と連携するなど、認知症の方や認知症の疑いのある方及びその家族の支援を行います。	いきいき長寿課
認知症サポーター等養成事業の実施	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の方やその家族を応援する認知症サポーターを養成します。	いきいき長寿課
80歳以上一人暮らし防火指導の実施	防火に関する戸別訪問を行う際に、自殺に関する相談窓口の情報の周知を図ります。また、必要に応じ関係機関へつなぎます。	消防署

(ウ) 居場所づくり

事業・取組	内容	担当課・団体
地域介護予防活動支援事業の実施	介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修や介護予防に資する地域活動組織の育成・支援など地域における介護予防に資する活動の支援を行います。	いきいき長寿課
とび出せ・広がれ笑顔塾事業の実施	地域の中でサロン活動や見守り活動などに取り組んでみたい方を対象として、介護予防、地域包括ケアなどについて学ぶ研修を実施します。	いきいき長寿課
出水こけん塾事業の実施	歩いて行ける範囲に「住民主体の通いの場」を作ることを目的として、「ころばん体操」を取り入れた介護予防教室の立ち上げ支援を行います。	いきいき長寿課

事業・取組	内容	担当課・団体
高齢者大学の開催	出水人生大学、高尾野鶴亀大学及び野田高齢者大学において、「学ぶ」「つなぐ」「生かす」「役立つ」を学習目標に学習会や趣味クラブを行うことで、交流や生きがいつくりの場とします。	生涯学習課
老人クラブ活動の充実	地域の行事への参加、学習会等を通して、仲間づくり、生きがいつくりの場とします。	いきいき長寿課 社会福祉協議会

《目 標》

指 標	現状値	目標値	備 考
高齢者の自殺者の減少	平成25～29年 36人	平成30～令和4年 27人以下	約24%の減少 地域自殺実態プロファイルに基づく
とび出せ・広がれ笑顔塾	平成30年度 開催数 30回 参加延べ人員 1,467人	令和6年度 開催数 30回 参加延べ人員 1,500人	
出水こけん塾	平成30年度 開催回数 23回 参加延べ人員 424人	令和6年度 開催回数 50回 参加延べ人員 1,000人	

【重点施策2】 生活困窮者を対象とした支援の充実

生活困窮者の背景には、単に経済的な問題だけでなく、虐待や依存症、性的マイノリティ、発達障害、身体疾患、精神疾患、介護等多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、自殺リスクが高い傾向があります。生活困窮自立支援制度に基づく支援と関係機関とが密接に連携し、効果的な対策を推進します。

事業・取組	内容	担当課・団体
生活困窮者自立支援事業の実施	生活に困窮している方からの相談に応じ、必要な情報提供と助言を行うとともに様々な支援を行います。	福祉課
生活保護相談の実施	生活保護の相談を受け、本人の意思及び状況によっては申請を受け付け、生活保護を決定します。	福祉課
子どもの貧困対策の実施	子どもの精神的安定や未来に対するイメージ力の育成、保護者への支援、食の支援などについて取り組みます。	こども課
児童扶養手当支給の実施	18歳未満の児童（重度障害又は中度障害がある場合は20歳未満）を監護している父若しくは母又は父母に代わって児童を養育している者に児童扶養手当を支給します。	こども課
母子生活支援施設への入所措置事業による支援	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその監護すべき児童の母子生活支援施設への入所措置を行い、入所施設の運営費を扶助することで、自立の促進を支援します。	こども課
母子自立支援員による支援	母子・父子自立支援員を配置して、ひとり親家庭等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供、助言並びに職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、生活の安定及び児童の福祉の増進を図ります。	こども課

事業・取組	内容	担当課・団体
子育て短期支援事業の実施	保護者の病気、出産、家族の介護、冠婚葬祭又は就労などの理由により家庭で一時的に児童の養育ができない場合に、一定期間、宿泊を伴った養育・保護を行うことで児童及びその家族の福祉の向上を図ります。	こども課
児童生徒就学援助事業の実施	経済的理由により就学が困難な児童生徒に対し、学用品や給食費を援助します。	教育総務課
公営住宅の減免の実施	低額所得者や病気、災害等の場合家賃の減免を行います。 また、DVや災害、生活困窮等の場合は入居について配慮します。	住宅課

《目 標》

指 標	現状値	目標値	備 考
経済・生活問題を理由とする自殺者数	平成 25～29 年 11 人	平成 30～令和 4 年 8 人以下	約 24%の減少 地域自殺実態プロファイルに基づく

第1章
計画の策定に
当たって

第2章
出水市における
現状と課題

第3章
計画の基本的
な考え方

第4章
自殺対策に
おける取組

第5章
自殺対策の
推進体制

資料
編

【重点施策3】 働く人への支援の充実

勤務・経営対策は、勤務環境、労働環境の多様化に対応できるように単に職域や各事業所の対策だけではなく、行政や地域業界団体の役割も重要であるため、関係機関と協働して勤務環境による自殺リスクの低減に向けた取組を推進します。

事業・取組	内容	担当課・団体
中小企業振興資金融資制度の活用	中小企業者の体質強化のための設備投資や運転資金等の融資に対する利子及び信用保証協会保証料の補給を行います。	シティセールス課
労働関係機関・団体との連携及び支援	労働に関する諸問題について、求職者及び求人事業所の双方に啓発を行うことで、就業環境、労働条件等の改善を促します。	シティセールス課
雇用対策計画に基づく支援	市関係各課及びハローワークとの連携による雇用の促進・安定化を図ります。若者、女性、高齢者又は障害がある方の就業支援を関係者の連携で推進することで、生活基盤の不安定化の原因となる雇用のミスマッチによる早期離職等を防ぎます。	シティセールス課 出水公共職業安定所 福祉課 こども課 安心サポートセンター 企画政策課
労働相談等の周知・広報	国、県等が行う労働相談等の事業を広く紹介し、勤労者福祉の向上を図ります。過重労働や長時間労働等に悩み、自殺のリスクが高まっている労働者へ様々な支援先について周知します。	シティセールス課
公共職業安定所へのリーフレットの配置	リーフレットの配置により相談先の普及啓発を行います。	出水公共職業安定所
職場のメンタルヘルス対策への支援の充実	ストレスチェックの活用の推進やゲートキーパー養成講座を受ける機会を作ります。	健康増進課

事業・取組	内容	担当課・団体
うつや睡眠障害、飲酒リスクに関する啓発	働く世代を対象として、市の広報等を利用してうつや睡眠障害、飲酒リスク等について啓発を行います。	健康増進課
安全衛生委員会の開催	労働安全衛生法に基づき、職員の業務上の災害防止及び保健衛生について調査及び審議するため、出水市役所安全衛生委員会を開催します。	総務課
メンタルヘルス研修等の実施	新規採用職員カウンセリングやメンタルヘルス職員研修を実施します。また、メンタルヘルスアンケート、ストレスチェックを実施します。産業カウンセラーによる個人、課単位でのカウンセリングを実施します。 出水市役所安全衛生委員会を開催します。	総務課
こころの健康づくり講演会の実施	働く世代を対象とした講演会を開催します。	健康増進課 シティセールス課 出水商工会議所

《目 標》

指 標	現状値	目標値	備 考
40～59歳の自殺者の減少	平成25～29年 19人	平成30～令和4年 14人以下	約24%の減少 地域自殺実態プロファイルに基づく

第5章 自殺対策の推進体制

1 計画の周知

本計画を推進していくために、市民一人一人が自殺対策の重要性を理解し、取り組めるよう市のホームページや広報紙などの媒体を活用し、周知します。

2 推進体制

自殺対策の推進のためには、家庭・職場・地域においての取組が必要なことから、関係機関との連携と協力のもとに、効果的な施策を推進していく必要があります。

このため、関係機関・団体で構成される「出水市自殺対策計画検討委員会」において、自殺対策の推進を図ります。

また、市役所内に「いのち支えるプロジェクト会議」を設置し、連携を強化し、事業の推進に努めます。

3 進行管理

本計画に基づく施策を展開するため、取組状況や目標値については、健康増進課にて把握し、出水市自殺対策計画検討委員会及びいのち支えるプロジェクト会議において計画の適切な進行管理に努めます。

資 料 編

- 【資料 1】 自殺対策関連施策一覧
- 【資料 2】 出水市自殺対策計画策定経過
- 【資料 3】 出水市自殺対策計画検討委員会名簿
- 【資料 4】 出水市自殺対策計画プロジェクトチーム名簿

【資料1】自殺対策関連施策一覧（基本施策と重点施策を除く。）

1 地域におけるネットワークの強化

番号	事業名	事業概要	自殺対策の視点	担当課
1	子ども・子育て会議	子ども・子育て支援事業計画の策定や見直しなどを行うために開催する。	子ども・子育て支援事業計画の策定や見直しの中で、間接的にでも自殺対策につながるような取組について検討する。	こども課
2	青少年問題協議会	青少年問題協議会を開催する。	協議会において、青少年層の抱える問題や自殺の危機等に関する情報を共有してもらうことで、実務上の連携の基礎を築ける可能性がある。 地域の若年層の自殺実態を把握する上で、青少年に関する情報収集の機会となる可能性もある。	生涯学習課
3	虐待通告への対応	児童虐待防止対策の充実を図るために児童相談所、警察、保育園、幼稚園、学校、保健センター等の関係機関との連携を強化する。	子どもへの虐待は、家庭が困難な状況にあることを示す一つのシグナルであるため、保護者への支援を通じて問題の深刻化を防ぎ、自殺リスクの軽減にもつながり得る。 被虐待の経験は、子ども自身の自殺リスクや成長後の自殺リスクを高める要因にもなるため、子どもの自殺防止、	こども課 安心サポートセンター

			将来的な自殺リスクを抑えることにおいても、児童虐待防止は極めて重要である。	
4	養育支援訪問事業	保健センター、子育て支援室及び家庭児童相談室の3者間で情報連携を図るために連絡調整会議を月に1回開催している。	会議で取り扱う案件の中で、自殺のリスクを早期に察知し必要な機関へつなぐ等の対応を強化できる可能性がある。	こども課 安心サポートセンター 子育て支援室 健康増進課
5	青少年育成推進協議会	市民総ぐるみで青少年を育てる運動を積極的に進め、地域の連帯感を深めるために、各地区の青少年育成推進委員会長をメンバーとした市協議会を設置し、青少年の健全育成活動を推進する。	関連の会議の中で、青少年の自殺の現状と対策（生きることの包括的支援）について情報提供を行うことにより、現状と取組についての理解を深めてもらう機会となり得る。	生涯学習課

2 自殺対策を支える人材の育成

番号	事業名	事業概要	自殺対策の視点	担当課
1	母子・寡婦・父子会	母子寡婦福祉会の運営補助を行う。	母子寡婦福祉会は、会員相互の励まし、助け合いにより会員の福祉と厚生を図ることを目的としていることから、情報の共有等により問題の解決や自殺リスクの軽減につながる可能性がある。	こども課

2	消防職員の研修・訓練	消防、救急等の活動上必要な資機材の整備と職員の各種訓練、研修等による知識と技術の向上を図る。	消防職員研修の中で自殺未遂者への対応方法等についての講義等を設けることができれば、自殺リスクを抱えた人への支援の充実につながり得る。	消防署
---	------------	--	--	-----

3 住民への啓発と周知

番号	事業名	事業概要	自殺対策の視点	担当課
1	介護予防普及啓発事業	介護予防に資する基本的知識の普及啓発を図るパンフレット等の作成・配布、有識者等による講演会や相談会の開催等介護予防の普及啓発を行う。	自殺対策に関するパンフレット配布や出前講座等を行うことで、より身近なこととして取り組み、相談窓口を周知することで、速やかな情報把握につなぐことができる。	いきいき長寿課
2	子育て応援メール・アプリ管理業務	妊婦又は3歳未満の乳幼児を持つ母親及びその配偶者等を対象に胎児の成長の様子、妊娠・出産アドバイス、赤ちゃんの成長の様子、育児に関するアドバイス、市母子保健事業の案内、市からのお知らせ等のメールを配信する。	子育てに関する情報提供を行うことによって、家庭内での話題につながったりすることから、子育てに関連する悩みや自殺リスクの軽減に寄与し得ると考える。	こども課
3	人権・同和問題の啓発	あらゆる人権に対して差別のない世の中であるために、定期的に広報紙や防災行政無線により啓発を行う。	自殺等の悩み事がある市民に対して、関係機関や関係課へ案内する。	市民生活課 生涯学習課

4 生きることの促進要因への支援

番号	事業名	事業概要	自殺対策の視点	担当課
1	総合事業サービス	総合事業サービスを希望される方で、基本チェックリストを受け事業対象者となった方が訪問介護等のサービスを受ける。	基本、自分の身の回りのことができる方が対象であり、サービスを受けることで孤独感の解消につながると思われる。	いきいき 長寿課
2	赤ちゃんの駅設置事業	乳幼児を連れての外出中、授乳やおむつ替えなどで利用できる民間施設等を増やすことで、子育てしやすい環境づくりに寄与する。	安心して授乳やおむつ替えのできる施設があることで、乳幼児を連れての外出時、ストレスの軽減になり得る。	こども課
3	育児用品購入券事業（にこやか赤ちゃん応援券）	子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、出水市内で安心して子育てができるための環境づくりのため、にこやか赤ちゃん応援券を交付。出生時と1歳時の2回、にこやか赤ちゃん応援券1万円分、第3子以降は、5万円分交付する。にこやか赤ちゃん応援券は、市内の協力店で、「おむつ関連用品」、「授乳関連用品」、「離乳食関連用品」等の購入に利用できる。	来庁して申請をしていく中で、家庭生活における生活の困窮状況を把握できる可能性がある。	こども課
4	公園等の管理及び設置	公園等の管理事務・公園施設の維持補修に関する事務及び公園等の整備を行う。	巡回時に公園内の自殺発生箇所の重点点検を行う。	都市計画課
5	道路・河川管理	道路及び河川使用の適正化指導（ホームレスへの対応等）	ホームレスの方は自殺のリスクが高い方が少なくない。	道路河川課

			<p>様々な関係機関の職員と一緒に巡回し必要な支援を提供するなど、自殺リスクの高い層にアウトリーチするための施策としても重要である。</p>	
6	青少年補導センター事業	<p>青少年の非行防止、健全育成を図るための事業</p> <p>(1)街頭補導</p> <p>(2)電話相談窓口を設置</p> <p>(3)青少年健全育成のための広報啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補導センターだより、非行防止チラシ等 	<p>街中の徘徊など、一見すると「非行」と思われる行動が、実は青少年にとっての「SOS」である場合も少なくない。</p> <p>研修会等の際に、青少年の自殺の現状と対策（生きることの包括的支援）について情報提供を行うことにより、青少年向け対策の現状と取組内容について理解を深めてもらうことができる。</p>	生涯学習課
7	クレインパーク主催事業 (教育普及事業)	<p>自然について学び、親しむ博物館講座や、学校等との連携を深め、理科に興味を持つきっかけをつくるため、科学工作を中心とした講座を実施する。また、生涯学習の一環として、市民一人一人が自ら学習できるよう支援に努める。</p>	<p>自然とふれあい、生きものについて学ぶことで、自然や命のすばらしさ、大切さを感じることができる可能性がある。</p> <p>親子で参加する方が多く、家庭内での交流や親睦を深める機会となり得る。</p>	クレインパークいずみ
8	クレインパーク主催事業に係るボランティア活動 (中高生向け体験活動)	<p>中高生ボランティア（Jrスタッフ）が年間を通じて、博物館の事業に参加し、博物館や学芸員の仕事を学ぶ体験活動における活動支援を行う。</p>	<p>スタッフとして参加することで、自主性、主体性が高まる。</p> <p>中学生、高校生の世代間交流でお互いに助け合い、教え合うことで、</p>	クレインパークいずみ

			自分の長所に気づき、自己有用感や達成感を得られる可能性がある。	
9	青年の家主催事業に係るボランティア活動 (中高生向け交流活動)	中高生ボランティアが青少年を対象にした各種体験活動における活動支援を行う。	ボランティア活動を通して、互いの交流の中で「命の大切さ」などの学び合いにつながる可能性がある。	青年の家

5 生活困窮者を対象とした支援の充実

番号	事業名	事業概要	自殺対策の視点	担当課
1	災害救助・被災者生活再建支援	災害救助法に基づく救助（避難所の設置、応急仮設住宅の供与等）を行う。 被災者生活再建支援法に基づく支援を行う。被災直後の緊急対策や生活再建支援金を支給することにより、被災者の当面の生活支援・不安解消を図り安定した生活につなげる。	災害直後の緊急対策や生活再建支援金を支給することにより、被災者の当面の生活支援・不安解消を図り、安定した生活につながることから自殺予防に資する。	福祉課
2	法外援護・小災害見舞金支給	災害救助法及び出水市災害弔慰金の支給等に関する適用を受けるに至らない災害によるり災者に対して見舞金を支給し、その援護を図る。	緊急支援として見舞金を支給することにより、被災者の当面の生活支援・不安解消を図り、安定した生活につながることから自殺予防にも資する。	福祉課
3	災害弔慰金等、災害援護資金	出水市災害弔慰金の支給等に関する条例の適用を受けるに至らない災害によるり災者に対して弔慰金や障害見舞金を支給、また災害援護資金を貸し付けることによりその援護を図る。	緊急支援として弔慰金等を支給したり、生活の立て直しのための援護資金することにより、被災者の当面の生活支援・不安解消を図り、安定した生活につながる	福祉課

			ことから自殺予防にも資する。	
4	高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の父母の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、看護師等の資格に係る養成訓練の受講期間の一定期間について「高等職業訓練促進給付金」を、養成訓練修了後に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給する。	事前相談及び給付金申請時に申請者と直接面談ができる。また毎月の給付金の請求段階及び終了支援金請求段階においても、接触の機会を確保できるので、家庭の困窮の度合い等様々な自殺につながる因子、リスクを抱えた方等を把握することによって、自殺防止の支援へとつなげていくことができる可能性を含んでいる。	こども課
5	自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の父母が自主的に行う職業能力の開発を推進するため、本自治体が指定した職業能力の開発のための講座を受講した者に対して教育訓練終了後に支給する。終了時に受講費用の60%（上限20万円）を支給する。	事前相談及び給付金申請時に申請者と直接面談ができる。最終的な給付金の請求段階においても、接触の機会を確保できるので、家庭の困窮の度合い等様々な自殺につながる因子、リスクを抱えた方等を把握することによって、自殺防止の支援へとつなげていくことができる可能性を含んでいる。	こども課
6	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親及びその児童が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座（通信講座も可）を受けた場合、修了時に受講費用の2割（上限10万円）を、さらに認定試験合格後に受	事前相談及び給付金申請時に申請者と直接面談ができる。最終的な給付金の請求段階においても、接触の機会を確保できるので、家庭の困窮の度合い等様々な自	こども課

		講費用の4割（計6割、上限15万）を支給する。	殺につながる因子、リスクを抱えた方等を把握することによって、自殺防止の支援へとつなげていくことができる可能性を含んでいる。	
--	--	-------------------------	---	--

【資料2】 出水市自殺対策計画策定経過


平成30年	7月 2日	こころの健康に関するアンケート調査実施
	～ 9月11日	
平成30年	8月21日	平成30年度第1回いのち支えるプロジェクト会議
平成31年	2月～3月	事業棚卸し実施
令和 元年	5月16日	令和元年度第1回いのち支えるプロジェクト会議
令和 元年	6月 4日	令和元年度第2回いのち支えるプロジェクト会議
令和 元年	6月27日	第1回自殺対策計画検討委員会
令和 元年	7月18日	令和元年第3回いのち支えるプロジェクト会議
令和 元年	7月29日	第2回自殺対策計画検討委員会
令和 元年	8月30日	第3回自殺対策計画検討委員会
令和 元年	10月10日	政策審議会
令和 元年	10月18日	パブリックコメントの実施
	～ 11月18日	
令和 元年	11月22日	第4回自殺対策計画検討委員会
令和 2年	2月 4日	政策会議

【資料3】 出水市自殺対策計画検討委員会名簿

	所 属	役 職	
1	出水郡医師会（医師）	理事	馬 場 口 泰 宏
2	出水郡医師会（精神科医）	出水病院副院長	鹿 井 博 文
3	出水郡歯科医師会	会長	児 島 正 明
4	出水郡薬剤師会	会長	徳 本 由 道
5	公立病院代表	健康管理科部長	宗 清 正 紀
6	北薩地域振興局保健福祉環境部 出水支所出水保健所	北薩地域振興局保健福祉環境部出水支所長兼出水保健所所長	揚 松 龍 治
7	鹿児島県歯科衛生士会 出水支部	歯科衛生士	野 付 佐 代 子
8	出水郡栄養士会	会長	鈴 木 久 代
9	市内公立学校の養護教諭 代表部会	江内中学校 養護教諭	七 條 幸 子
10	自治会連合会	副会長	塘 明 治
11	食生活改善推進員協議会	理事	上 園 美 代 子
12	出水地区保育連合会	わかたけ保育園園長	池 田 真 吾
13	民生委員児童委員協議会連合会	理事	山 下 義 博
14	出水市スポーツ推進協議会	副会長	諏 訪 泰 三
15	出水警察署	生活安全刑事課長代理	持 留 國 隆
16	出水市消防本部	警防課長	川 曲 徹
17	地域活動支援センター「集」	センター長	笹 原 利 恵
18	出水商工会議所	常議員	吉 原 慎 一
19	出水市飲食業組合	組合長	迫 田 小 百 美
20	ハローワークいずみ	所長	岩 下 正 人

【資料 4】 出水市いのち支えるプロジェクトチーム名簿

No.	職 名	氏 名
1	福祉課福祉総務係長	永 山 修
2	福祉課障害福祉係長	内 田 直 人
3	福祉課保護係長	餅 原 秀 夫
4	いきいき長寿課介護保険係長	松 本 修 一
5	いきいき長寿課高齢者支援係長	野 間 口 淳
6	いきいき長寿課地域包括ケア推進係長	小 田 原 由 美
7	こども課こども福祉係長	中 里 豊
8	こども課子育て支援室次長	澤 邊 憲 子
9	生活環境課生活環境係長	中 園 健 二
10	市民生活課健康保険係長	長 谷 川 健
11	市民生活課住民年金係長	森 山 佐 知
12	税務課収納管理係長	松 浦 泰 博
13	総務課職員係長	阿 多 広 隆
14	安全安心推進課安全安心推進係長	平 原 義 浩
15	企画政策課総合政策係長	青 崎 讓 二
16	シティセールス課産業支援係長	堀 昌 伸
17	農政課農政畜産係長	石 原 光 徳
18	学校教育課参事	吉 元 利 裕
19	生涯学習課生涯学習係長	岩 本 秀 一
20	市民体育課体育振興係長	外 戸 口 省 太
21	住宅課公営住宅係長	黒 木 勝 善
22	水道課業務係長	小 塚 浩 文
23	出水総合医療センター地域医療連携係長	本 蔵 信 子
24	出水消防本部警防課警防係長	戸 崎 博 貴
25	総合市民課市民福祉グループ長	新 富 重 美
26	総合市民課市民福祉グループ長	神 崎 洋 子
27	健康増進課保健予防係長	前 平 和 博
28	健康増進課母子保健係長	本 村 頼 子
29	健康増進課成人保健係長	園 畠 好 子



出水市自殺対策計画

発行 出水市
編集 保健福祉部健康増進課（保健センター）
〒899-0201 鹿児島県出水市緑町50番1号

電話 0996（63）2143・2148
発行日 令和2年3月発行
URL：<http://www.city.izumi.kagoshima.jp>
